

# 雨水浸透阻害行為の許可申請の手引

(素案)



令和5年 月 日

千葉県 県土整備部

はじめに	… 1
(1) 流域内のあらゆる関係者の協働による「流域治水」	… 1
(2) 特定都市河川の指定、雨水浸透阻害行為の許可	… 1
(3) 雨水浸透阻害行為の許可制度	… 2
雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ	… 3
(1) 雨水浸透阻害行為の許可申請フロー	… 3
(2) 雨水浸透阻害行為の許可申請 提出書類一覧表	… 4
(3) 工事の実施に関する提出書類一覧	… 5
①事前相談 雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？	… 6
STEP1 雨水浸透阻害行為に該当しますか？	… 7
雨水浸透阻害行為の該当早見表	… 7
土地利用の区分表	… 8
STEP2 特定都市河川流域内での行為ですか？	… 12
STEP3 雨水浸透阻害行為の面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上ですか？	… 14
②申請許可 雨水浸透阻害行為の許可申請	… 17
対策工事の検討フロー	… 19
(参考) 調整池容量計算システム	… 20
対策工事の検討事例	… 21
概算の対策量 (早見表 : 1.0haあたりの必要対策量)	… 33
流出抑制施設の構造形式の分類	… 34
③工事～完了までの届出等	
工事～完了までのフロー	… 35
雨水貯留浸透施設の標識	… 36
その他	
様式集	… 37
様式等のダウンロード方法	…
各種連絡先	…
関係法令	…
改訂履歴	…

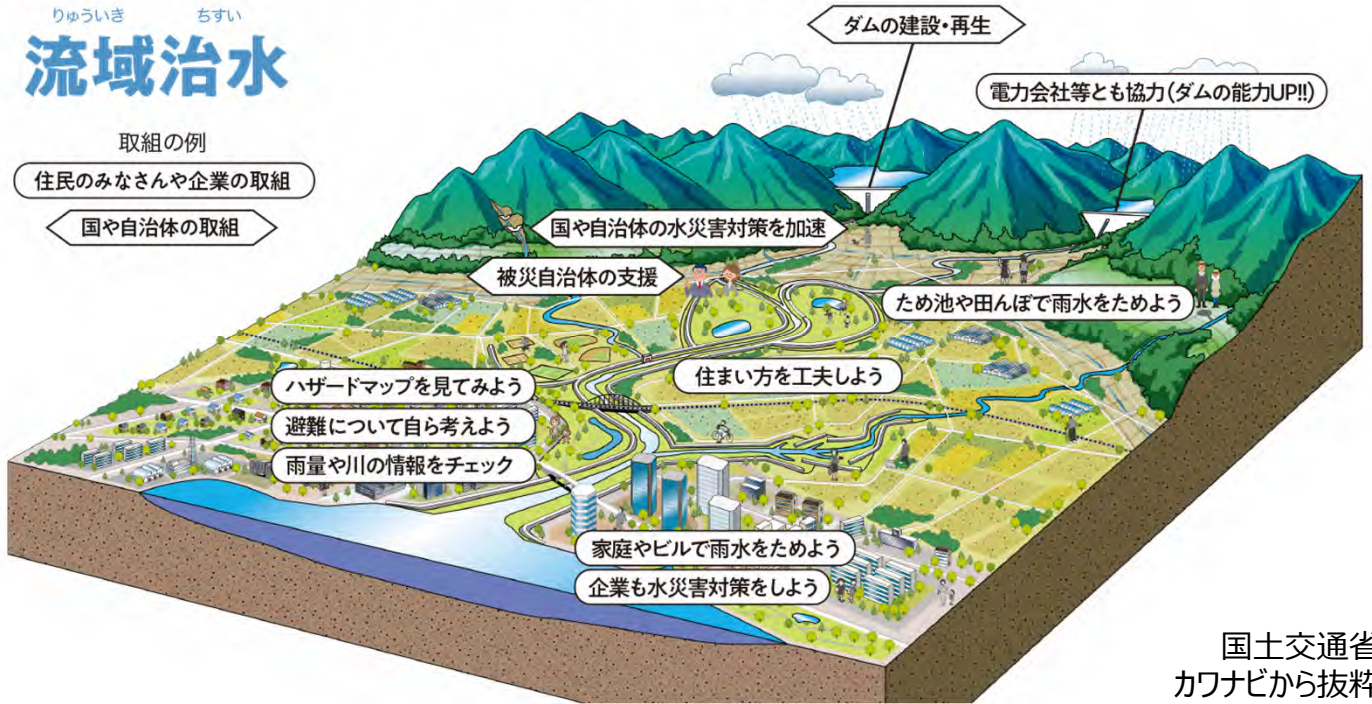


**(1) 流域内のあらゆる関係者の協働による「流域治水」**

近年、全国各地で豪雨による浸水被害が発生しており、千葉県においても、近年では、令和元年10月25日の大雨により、一宮川流域や印旛沼流域などにおいて、甚大な浸水被害となりました。

今後、気候変動により、さらに豪雨の激甚化、頻発化が懸念されており、河川整備を加速化するとともに、流域内のあらゆる関係者の協働による流域対策を行う「流域治水」が求められています。

県内でも令和5年3月末現在で、11水系において、流域のあらゆる関係者が協働して実施する治水対策を示した「流域治水プロジェクト」が策定された、「流域治水」に取り組んでいるところです。



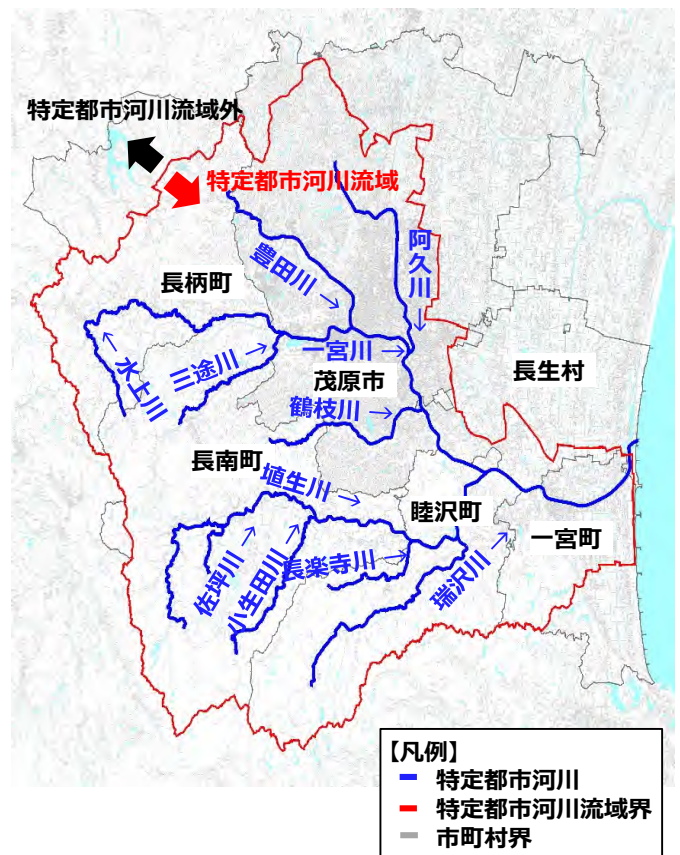
**(2) 特定都市河川の指定、雨水浸透阻害行為の許可**

「流域治水」の実効性を高めるため、「特定都市河川浸水被害対策法」など9つの法律からなる流域治水関連法が令和3年11月に全面施行されました。

令和元年に甚大な浸水被害を受けた一宮川流域では、「流域治水」をさらに推進するため、「特定都市河川浸水被害対策法」を活用することについて、流域治水協議会で合意し、令和5年10月1日に特定都市河川及び特定都市河川流域の指定されました。

指定により、流域内で行われる雨水浸透阻害行為（面積1,000㎡以上）に対して、知事の許可が必要になり、雨水貯留浸透施設の設置が義務付けられます。

本手引は、雨水浸透阻害行為の許可にあたって、必要となる手続き等についてとりまとめたものです。





### (3) 雨水浸透阻害行為の許可制度

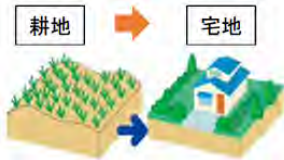
- 特定都市河川に指定されることにより、**雨水浸透阻害行為（面積1,000m<sup>2</sup>以上）**に対して、**雨水貯留浸透施設の設置及び知事の許可**が必要になります。

（開発行為などの雨水浸透阻害行為を禁止するものではなく、

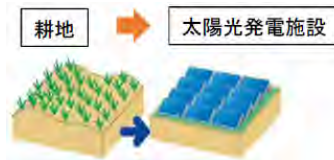
**雨水浸透阻害行為により雨水が地面に浸透しなくなる分について、流出を抑制する対策を求めるものです**）

雨水浸透阻害行為の例（既に宅地等の場合、規制対象とならない）

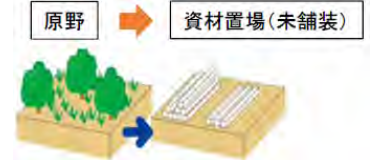
- ① 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



- ② 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



- ③ ローラー等により土地を締め固める行為



- ④ 土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



「宅地等」に含まれる土地：  
宅地、池沼、水路、ため池、道路、鉄道、飛行場

「宅地等以外の土地」：  
山地、林地、耕地、原野等  
（注：太陽光発電施設は宅地に該当）

- 雨水浸透阻害行為を行う場合の雨水貯留浸透施設は、以下のようなものが挙げられます。

- ① 宅地等にするために行う土地の形質の変更  
（耕地→宅地の例）



- ② ローラー等により土地を締め固める行為  
（原野→資材置場（未舗装）の例）

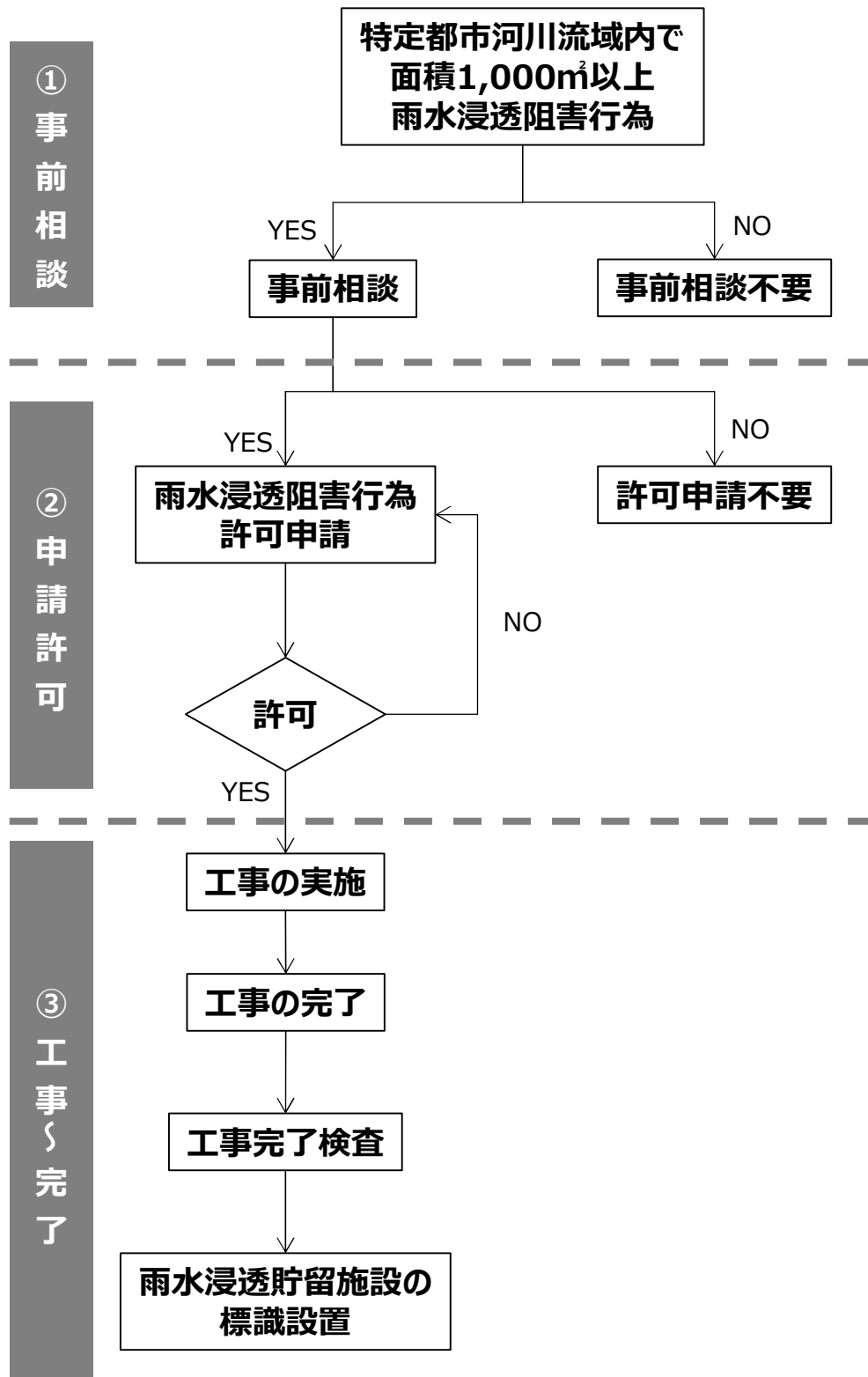


雨水貯留浸透施設の事例  
（表面貯留の場合）

※ 雨水貯留浸透施設の規模は、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）、同施行令（以下、「政令」という。）及び同施行規則（以下、「省令」という。）に基づき、技術的基準（以下(1)から(3)）により定められます。詳細は、本手引をご確認ください。

- (1) 基準降雨…雨水貯留浸透施設の規模を算定する基準となる降雨  
確率年10年（年超過確率1/10）
- (2) 流出係数…流出雨水量の降雨量に対する割合（雨水の流出しやすさ）  
流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示  
（平成16年国土交通省告示第521号）
- (3) 対策規模の算定…雨水浸透阻害行為が行われた後の流出雨水量の最大値が、行われる前の最大値を上回らない等

(1) 雨水浸透阻害行為の許可申請フロー



# 雨水浸透阻害行為の許可申請の流れ

## (2) 雨水浸透阻害行為の許可申請 提出書類一覧

事前	申請	様式名	名称	備考
【書類関係】				
	○	別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書 様式-4	省令第16条第1項
		別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	省令第26条
		別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	省令第26条
		別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	省令第29条
○	○	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	
○	○	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	
○	○	様式-3	行為前後の土地利用集計表	
	○	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	システム出力可
	○	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	システム出力可
	○	様式-6	雨水貯留浸透施設 流出抑制施設諸元	システム出力可
	○	様式-7	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	システム出力可
○		様式-8	雨水浸透阻害行為許可事前相談依頼書	
	○	様式-9	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	
	○	別記第2号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	規則第 条
	変更	別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	規則第 条
	変更	別記第4号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	規則第 条
		様式-10	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	
【図面関係】				
○	○	図面-1	行為区域位置図	省令第18条第1項
○	○	図面-2	行為区域区域図	省令第18条第2項
○	○	図面-3	現況平面図（行為前）	
○	○	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	
○	○	図面-5	土地利用計画図（行為後）	
○	○	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	
※	○	図面-7	排水施設計画平面図	
	○	図面-8	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図	
	○	図面-9	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図	雨水貯留浸透施設の形状、構造の詳細
	○	図面-10	標識設置位置図	
【その他資料関係】				
○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	
○	○	資料-2	公図の写し	
※	○	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	
○	○	資料-4	事業概要書、事業概要図	
○	○	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	
○	○	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	

“※”については、事前相談時に作成していれば添付してください。“変更”については、変更の際に作成する書式です。

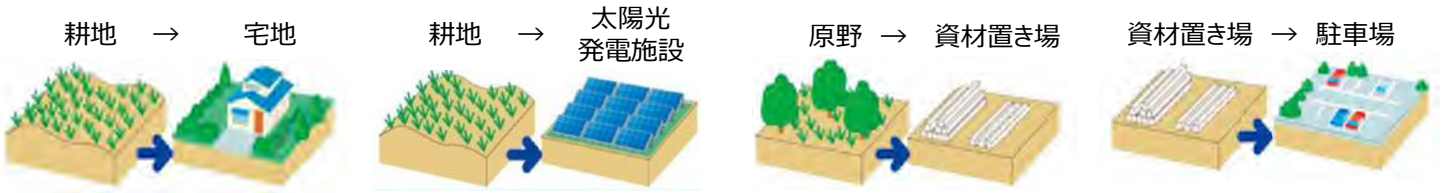
(3) 工事の実施に関する提出書類一覧

提出時点	様式名	名称	備考
【書類関係】			
着手時	様式-10	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	
完了時	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	省令第26条
廃止時	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	省令第26条
変更	別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	規則第 条
変更	別記第4号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	規則第 条
その他	別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	省令第29条

①事前相談 雨水浸透阻害行為の許可申請が必要ですか？

STEP1

○ 雨水浸透阻害行為に該当しますか？（詳細はP7をご参照ください）



該当する場合

該当しない場合

STEP2

- 特定都市河川流域内 での行為ですか？
- 事業エリアの面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上ですか？

特定都市河川流域内で  
1,000m<sup>2</sup>以上

該当しない場合

STEP3

【事前相談】雨水浸透阻害行為の許可申請が必要であるか確認を行います。

○ 雨水浸透阻害行為の面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上ですか？

● 行為前（現況）の土地利用の判別

- ・ 縮尺1/2,500よりも詳細な図面を元に土地利用を判別してください。
- ・ 土地利用の区分は18種です。(P7～P11をご参照ください)

● 行為後（計画）の土地利用の判別

- ・ 同上

● 土地利用ごとの面積の集計

- ・ 現況及び計画の土地利用ごとの面積を集計し、様式-1、2に記入します。(P14、P15をご参照ください)

● 雨水浸透阻害行為の面積の算定

- ・ 様式-3を記入し、雨水浸透阻害行為の面積を集計します。(P16をご参照ください)

該当する場合

※法第40条（雨水の流出の増加の抑制）により  
流出雨水量の増加を抑制するよう努めてください。

該当しない場合

○ 雨水浸透阻害行為の許可※申請の準備をしてください。

○ 許可申請は不要です。

- ※ 法第30条（雨水浸透阻害行為の許可）により、都市計画法第29条（開発行為の許可）や宅地造成等規制法第8条（宅地造成に関する工事の許可）等の許可申請を不要とするものではありません。
- ※ 他法令等と双方で流出抑制対策を求めるときは、対策規模を比較した上で、当該規模が大きい方が適用されます。



## STEP1 雨水浸透阻害行為に該当しますか？

### 【雨水浸透阻害行為の該当早見表】

		行為後（計画）の土地利用				
		宅地等※1	舗装 コンクリート	ゴルフ場 運動場※2	締め固め られた土地	山地、林地、 耕地、原野※3
行為前 （現況） の土地利用	宅地等※1	該当しない				該当しない
	舗装、コンクリート	該当しない				
	ゴルフ場 運動場※2	該当 （法第30条 第1号）	該当 （法第30条 第2号）	該当しない	該当しない	
	締め固め られた土地			該当 （政令第8条 第1号）	該当 （政令第8条 第2号）	
	山地、林地 耕地、原野※3					

- ※1 宅地、池沼・水路・ため池、道路、鉄道幹線、飛行場
- ※2 雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る
- ※3 山地、人工植生法面、林地・耕地・原野類

### 【雨水浸透阻害行為の許可要否に係るケーススタディ】

ケース	許可の要否
田へ盛土し、田面の高上げや畑とする	否 田、畑ともに「耕地」であり、土地利用の変更がない
ため池を埋め立て、宅地として造成する	否 ため池は「宅地等」に含まれる
未舗装道路を舗装する	否 道路は舗装、未舗装に関わらず「宅地等」に含まれる
森林に排水施設を伴わないゴルフコースを設置する	否 排水施設を伴うゴルフ場の場合は該当する
水田を整地して、未舗装駐車場として造成する	要 土地を締め固める行為に該当する
未舗装駐車場を舗装する	要 締め固められた土地での舗装に該当する
公共事業として農林地等において舗装を行う	要 事業の目的や主体によらない（行為の内容に着目）
農地の底面をコンクリートで覆った農作物栽培高度化施設とする	要 土地の舗装に該当する
森林を伐採した上で、太陽光発電施設を設置する	要 土地の宅地化に該当する

### 【主な土地利用のイメージ】



## STEP1 雨水浸透阻害行為に該当しますか？

流出雨水量の算定には次の表の土地利用の形態に応じて定められる流出係数を用いる。これにより難しいときは、雨水浸透阻害行為を行おうとする区域における雨水の流出試験により得られた値を用いることができる。

### ○ 土地利用の区分表（その1）

	土地利用	流出係数	備考
宅地等 ※1	宅地	0.90	<p><b>【定義】</b> 次に掲げる建物（工作物を含む。以下同じ。）の用に供するための土地をいうものであり、土地登記簿に記載された地目等を参考に判断する。なお、工作物には、太陽光発電施設を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現況において、建物の用に供している土地</li> <li>・過去において、写真及び図面等で建物の用に供していたことが明らかな土地</li> <li>・近い将来に宅地として利用するため、造成されている土地</li> </ul> <p><b>【判別方法（例）】</b> 土地登記簿に記載された地目で「宅地」と表示されている土地。（証明書等添付）</p> <p>なお、太陽光発電施設は宅地と分類する。 （ただし、一次転用による営農型太陽光発電施設の場合は、支柱と基礎に該当する部分を雨水浸透阻害行為の対象とする）</p> <p><b>【留意事項】</b> 宅地は住宅の屋根面積の他に庭等も含めた一団をもって宅地と判断する。（屋根、庭、駐車場（舗装）などを含めて「宅地」とする。）</p>
	池沼 水路 ため池	1.00	<p><b>【定義】</b> 常時又は一時的に水面を有する池沼、水路及びため池をいう。</p> <p><b>【判別方法（案）】</b> 土地登記簿に記載された地目で「池沼」、「運河用地」「用悪水路」「井溝」、「ため池」と表示されている土地。（証明書等添付）</p> <p><b>【留意事項】</b> 池沼、水路、ため池の範囲は、それを形成する連続した斜面、壁面（直接流出となるエリア）の頂上までの範囲及び貯留に供する土堤等がある場合はそれら施設敷地一体を含めた範囲とする。</p>
	道路	0.90	<p><b>【定義】</b> 一般の交通の用に供する道路（高架の道路及び軌道法（大正10年法律第76号）に規定する軌道を含む。）をいうものであり、当該道路の敷地の範囲を含む。なお、道路法（昭和27年法律第180号）に規定する道路かどうかを問わない。</p> <p>※2 コンクリート等の不浸透性の材料に覆われた法面1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面0.40及び法面以外の土地0.90の面積加重平均</p> <p><b>【判別方法（例）】</b> 土地登記簿に記載された地目で「公衆用道路」と表示されている土地。（道路法による道路かどうかは問わない）（証明書等添付）</p> <p><b>【留意事項】</b> 道路用地は路肩から路肩までの範囲のほか、歩道、植樹帯、道路付帯施設が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。</p>

※1 国告示流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）別表1

## ○ 土地利用の区分表（その2）

	土地利用	流出係数	備考
宅地等 ※1	鉄道	0.90	<b>【定義】</b> 鉄道の敷地のうち、線路の敷地の範囲（高架の鉄道を含む。）をいう。なお、操車場は鉄道線路には含まない。 ※2 コンクリート等の不浸透性の材料に覆われた法面1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面0.40及び法面以外の土地0.90の面積加重平均  <b>【判別方法（例）】</b> 現況の地形図における土地利用から判断。（撮影年月日記入の写真添付）。  <b>【留意事項】</b> 鉄道用地は駅舎、付属施設及び路線の敷地全てが含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。
		法面を有するものは、法面及び法面以外の土地の面積により加重平均して算出される値 ※2	
宅地等 ※1	飛行場	0.90	<b>【定義】</b> 空港、ヘリポート等（飛行場の外に設置された航空保安施設の敷地を含む。）をいう。 ※2 コンクリート等の不浸透性の材料に覆われた法面1.00、人工的に造成され植生に覆われた法面0.40及び法面以外の土地0.90の面積加重平均  <b>【判別方法（案）】</b> 現況の地形図における土地利用から判断。（撮影年月日記入の写真添付）  <b>【留意事項】</b> 飛行場用地は飛行場滑走路、誘導路、過走帯、駐機場、ターミナル施設等の敷地が含まれる。なお、法面は別途区分し整理が必要。
		法面を有するものは、法面及び法面以外の土地の面積により加重平均して算出される値 ※2	
舗装された土地 ※3	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地	0.95 ※4	<b>【定義】</b> ※4 コンクリート等の不透水性の材料で覆われた土地（法面は含まず）をいう。 ※5 道路等の法面がコンクリート等の不透水性の材料で覆われている土地をいう。 <b>【判別方法（案）】</b> 申請者は被覆状況を図面で判断することが困難な場合は、現地調査による土地の被覆から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）  <b>【留意事項】</b> 特になし
	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	1.00 ※5	

※1 国告示流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）別表1

※3 同告示 別表2

## ○ 土地利用の区分表（その3）

	土地利用	流出係数	備考
土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為に係る土地 ※6	ゴルフ場	0.50	<p>【定義】 排水施設の設置目的から、ゴルフ場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。</p> <p>【判別方法（例）】 現況の土地利用と排水平面図等から判断する。</p> <p>【留意事項】 ①「雨水を排水するための排水施設がない場合は、この区分の対象とならない。 ②ゴルフ場敷地、グラウンド敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。</p>
	運動場	0.80	<p>【定義】 運動場の敷地の全てではなく、当該排水施設の集水範囲の対象となる区域の土地をいう。</p> <p>【判別方法（案）】 現況の地形図の土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）</p> <p>【留意事項】 ①「雨水を排水するための排水施設がない場合は、この区分の対象とならない。 ②ゴルフ場敷地、グラウンド敷地の内、排水施設に集水される範囲が対象となる。</p>
	ローラー等で締められた土地	0.50	<p>【定義】 運動場、資材置き場、未舗装駐車場、鉄道の操車場等、目的を持って締め固められ、建築物が建築できる程度又は通常車両等が容易に走行できる程度に締め固められた土地（排水施設が設置されたゴルフ場・運動場等を除く。）をいい、単に整地がなされた土地及び捨土又は十分に締め固められていない盛土がなされた土地等は含まない。 ただし、公園の芝生広場等、整備の施工段階で一旦締め固められた土地であっても、十分耕起が行われることによって、整備後、通常車両等が容易に走行できる程度までは締め固められていない状態となっているものは、締め固められた土地には該当しない。</p> <p>【判別方法（案）】 現地調査や過去の履歴による土地の締め固め状況から判断する（撮影年月日記入の写真添付）</p> <p>【留意事項】 締め固められた土地の判断は、現地調査を基本とするが、宅地内の未舗装道路は、宅地に含まれることに留意する。</p>

※6 国告示流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号）別表3



## ○ 土地利用の区分表（その4）

	土地利用	流出係数	備考
上記以外の土地 ※7	山地	0.30	<p>【定義】 平均勾配が10%以上の土地をいう。</p> <p>【判別方法（例）】 他の土地利用形態以外の土地で平均勾配10%以上の土地。</p> <p>【留意事項】 平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定し、その斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。</p>
	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40	<p>【定義】 人工的に造成され植生に覆われた法面をいう。</p> <p>【判別方法（案）】 現地調査による土地の被覆から判断する（撮影年月日記入の写真添付）</p> <p>【留意事項】 特になし</p>
	林地原野	0.20	<p>【定義】 平均勾配が10%未満で、一体的に林又は草地等を形成している土地をいう。</p> <p>【判別方法（案）】 他の土地利用形態以外の土地で平均勾配10%未満の土地。</p> <p>【留意事項】 平均勾配の設定は、エリア内の地形図で、一つの斜面を構成するエリアを設定し、その斜面の最大標高と最小標高を直線で結ぶ平均勾配を算出し判断する。</p>
	耕地	0.20	<p>【定義】 耕作の目的に供される土地（水田（灌漑中であるか否かを問わない。）を含む。）をいう。</p> <p>【判別方法（案）】 土地登記簿に記載された地目で「田」「畑」と表示されている土地（証明書添付）であるものは耕地と判断する。 上記で判断できない場合は地形図の土地利用から判断する。（撮影年月日記入の写真添付）</p> <p>【留意事項】 特になし</p>

※7 国告示流出雨水量の最大値を算定する際に用いる土地利用形態ごとの流出係数を定める告示（平成16年国土交通省告示第521号） 別表4

※各表に共通し、土地利用の判断において指定時点及び申請時点の土地利用を登記書類及び現地写真、航空写真等により判断することとし、これにより難しい場合は課税の状況や農業委員会の意見聴取により総合的に判断します。

## STEP2 特定都市河川流域内での行為ですか？

### ○ 千葉県HPにアクセス

#### 【確認方法1】PDFファイルデータによる確認

「特定都市河川浸水被害対策法について」（右記①参照）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen.html>

「一宮川水系における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について」（右記②参照）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen/kasenshitei.html>



「一宮川水系における特定都市河川及び特定都市河川流域の指定について」

5 関連資料

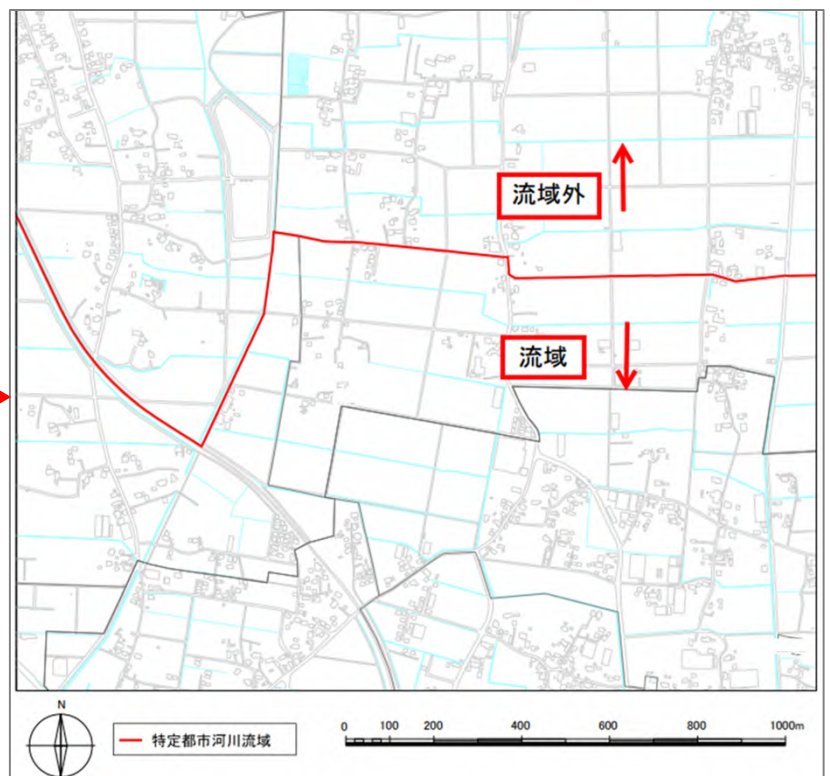
画像をクリックすると拡大表示します (PNG : 892.9KB)

図-1 一宮川水系における特定都市河川及び特定都市河川流域

※一部ファイルサイズが大きいため、デスクトップなどに保存してからご覧ください。

- 資料-1 PDF [一宮川水系における特定都市河川一覧表 \(PDF : 79.4KB\)](#)
- 資料-2 PDF [一宮川水系における特定都市河川及び特定都市河川流域概要図 \(PDF : 13,488.6KB\)](#)
- 資料-3 一宮川水系における特定都市河川流域詳細図
  - PDF [No.1~8 \(PDF : 5,375.4KB\)](#) , PDF [No.9~16 \(PDF : 5,963.2KB\)](#) ,
  - PDF [No.17~24 \(PDF : 3,156.9KB\)](#) , PDF [No.25~32 \(PDF : 2,802.4KB\)](#)
- 資料-4 PDF [一宮川水系における雨水浸透阻害行為許可申請に関する基準降雨 \(PDF : 184.5KB\)](#)

縮尺1/2,500の  
図面PDFデータ  
を確認



○ 千葉県HPにアクセス

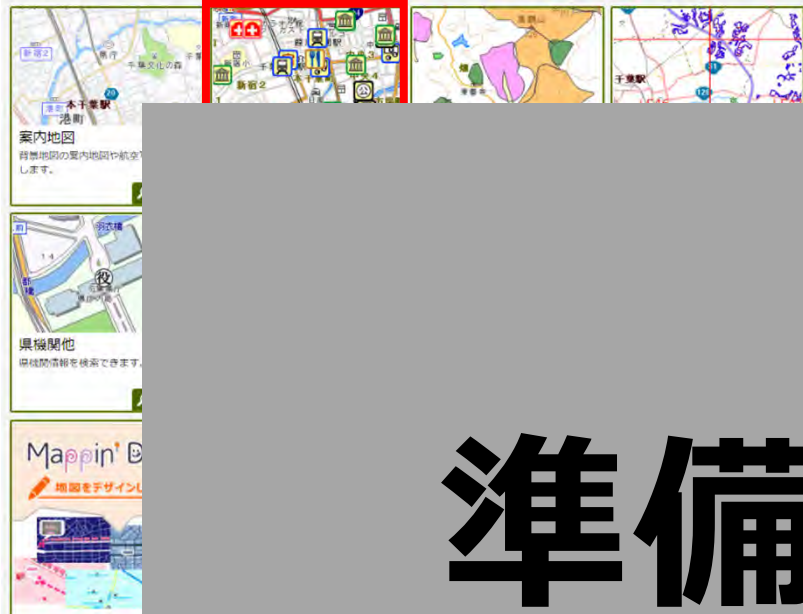
【確認方法2】「ちば情報マップ」による確認

「ちば情報マップ」

<https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal>

ちば情報マップは、地図を利用して千葉県の地域情報や行政情報をインターネットを通じて公開・提供するサイトです。

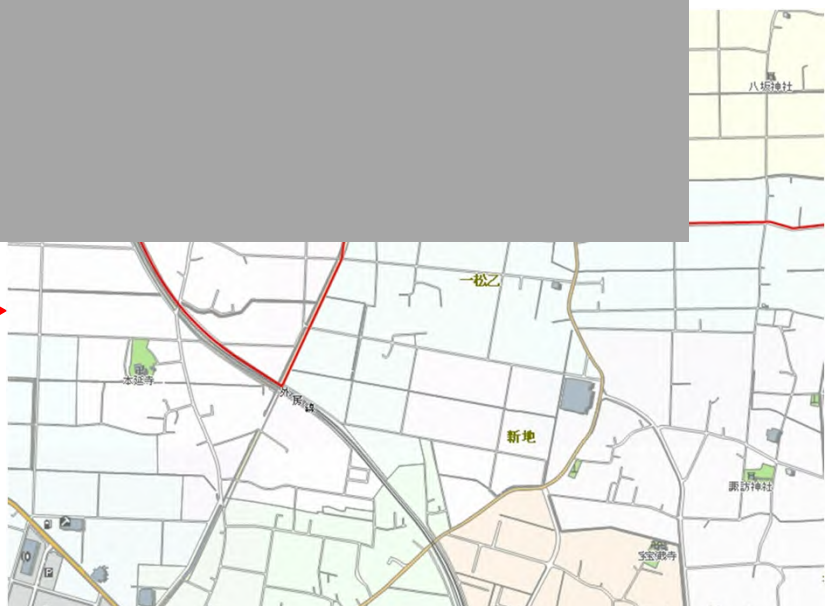
情報をオープンデータ (csv, shape) としてダウンロードすることも出来ます。



ロード	詳細
2.43 (KB)	詳細
33.89 (KB)	詳細
38 (KB)	詳細
4.35 (KB)	詳細

e形式の  
共

「特定都市河川流域」  
を選択



○ 土地利用の判別ケーススタディ

(1-1) 行為前(現況)の土地利用

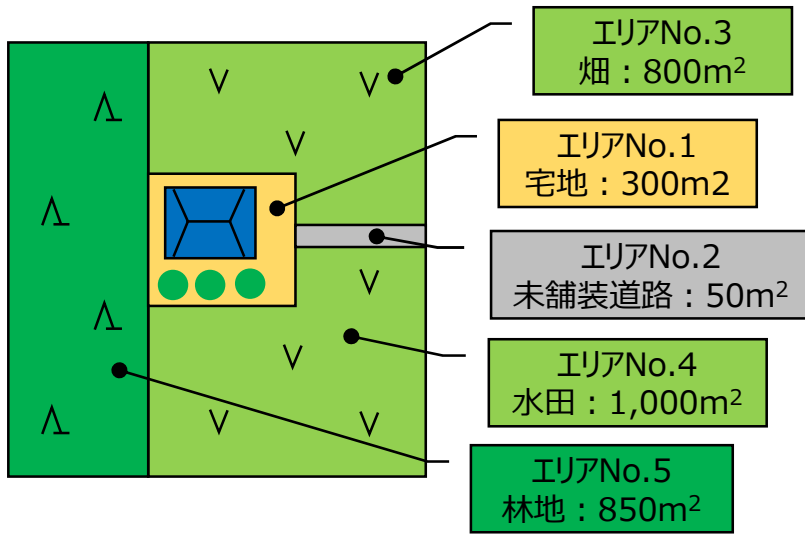


表-1 現況土地利用面積表(単位m<sup>2</sup>)

No.	宅地等		林地 耕地 原野他	計
	宅地	道路		
1	300	-	-	300
2	-	50	-	50
3	-	-	800	800
4	-	-	1,000	1,000
5	-	-	850	850
計	300	50	2,650	3,000

注) 未舗装道路は宅地に含まれる

(1-2) 行為前(現況)の土地利用を様式-1に記載

現況土地利用面積集計表

様式-1

エリアNo	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を増加させる恐れのある行為に係る土地			左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに 限る)	道路 (法面を有するものに 限る)	鉄道線路 (法面を有しないものに 限る)	鉄道線路 (法面を有するものに 限る)	飛行場 (法面を有しないものに 限る)	飛行場 (法面を有するものに 限る)	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不浸透性の材料により覆われた法面	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	山地	人工的に造成された植生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地
1	300																	
2					50													
3																		800
4																		1000
5																		850
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
小計	300	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2650
小計2											350	0				0	0	2650
合計																		3000

(単位: m<sup>2</sup>)



○ 土地利用の判別ケーススタディ

(2-1) 行為後(計画)の土地利用

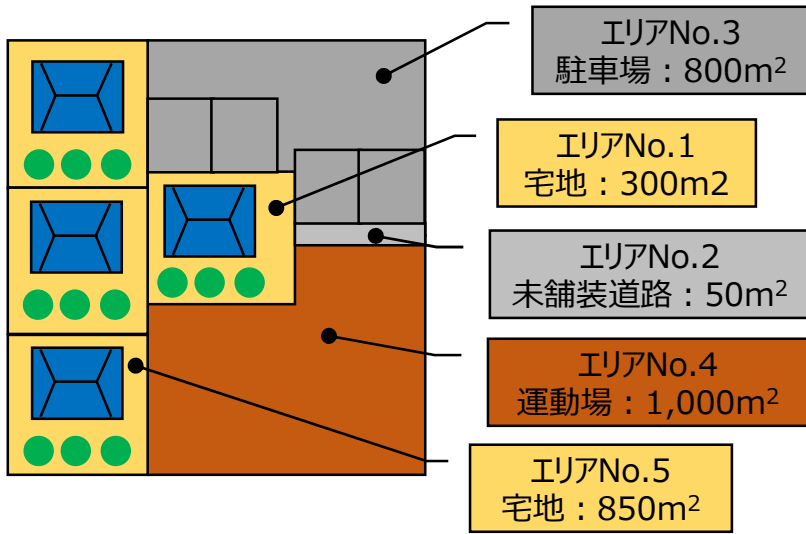


表-2 行為後土地利用面積表 (単位m<sup>2</sup>)

No.	宅地等		駐車場 (舗装)	運動場	計
	宅地	道路			
1	300	-	-	-	300
2	-	50	-	-	50
3	-	-	800	-	800
4	-	-	-	1,000	1,000
5	850	-	-	-	850
計	1,150	50	800	1,000	3,000

注) 未舗装道路は宅地に含まれる

(2-2) 行為後(計画)の土地利用を様式-2に記載

計画土地利用面積集計表

様式-2

エリアNo	宅地等										舗装された土地		その他土地からの流出雨水量を 増加させる恐れのある 行為に係る土地				左記以外の土地		
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しない ものに限る)	道路 (法面を有するも のに限る)	鉄道線路 (法面を有しない ものに限る)	鉄道線路 (法面を有するも のに限る)	飛行場 (法面を有しない ものに限る)	飛行場 (法面を有するも のに限る)	コンクリート 等の不浸透性材料に より覆われた土地(法 面を除く)	コンクリート 等の不浸透性材料に より覆われた法面	ゴルフ場 (雨水を排除するため の排水施設を伴うもの に限る)	運動場その他これに類 する施設(雨水を排除 するための排水施設を 伴うものに限る)	ローラーその他これに 類する建設機械を用い て締め固められた土地	山地	人工的に造成された植 生に覆われた法面	林地、耕地、原野その他ロー ラーその他これに類する 建設機械を用いて締め 固められていない土地	
1	300																		
2					50														
3										800									
4													1000						
5	850																		
6																			
7																			
8																			
9																			
10																			
11																			
12																			
小計	1150	0	0	0	50	0	0	0	0	0	800	0	0	1000	0	0	0	0	
小計2											1200				800			0	
合計																		3000	

(単位: m<sup>2</sup>)

# STEP3 雨水浸透阻害行為の面積が 1,000m<sup>2</sup> 以上ですか？

## ○ 土地利用の判別ケーススタディ

### (3) 雨水浸透阻害行為の前後の土地利用集計 (様式-3)

行為前後の土地利用集計表

様式-3

土地利用区分	①欄	②欄	③欄	④欄	参考	備考	
	現況土地利用面積(m <sup>2</sup> )①	計画土地利用面積(m <sup>2</sup> )②	面積差(m <sup>2</sup> )	雨水浸透阻害行為の該当面積	流出係数		
	様式-1(1)小計1の欄	様式-2(2)小計1の欄	②-①	③欄が(+)の場合、原則該当。該当の場合は面積(m <sup>2</sup> )を記入			
宅地等	宅地	300	1150	850	850	0.9	宅地等、舗装された土地の区分同士の増減は対象としない。
	池沼			0	0	1	
	水路			0	0	1	
	ため池			0	0	1	
	道路(法面を有しないものに限る)	50	50	0	0	0.9	
	道路(法面を有するものに限る)			0	0	加重平均	
	鉄道線路(法面を有しないものに限る)			0	0	0.9	
	鉄道線路(法面を有するものに限る)			0	0	加重平均	
	飛行場(法面を有しないものに限る)			0	0	0.9	
	飛行場(法面を有するものに限る)			0	0	加重平均	
<b>小計</b>	350	1200	850	850			
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地(法面を除く)		800	800	800	0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面			0	0	1	
	<b>小計</b>	0	800	800	800		
その他土地からの流出雨水を増加させる恐れのある行為に係る土地	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)			0	0	0.5	
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)		1000	1000	1000	0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地			0	0	0.5	
	<b>小計</b>	0	1000	1000	1000		
左記以外の土地	山地			0	X	0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面			0		0.4	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	2650		-2650		0.2	
	<b>小計</b>	2650	0	-2650			
<b>合計</b>	3000	3000	0	2650			

(-)の欄は記載不要

(単位: m<sup>2</sup>)

④欄の合計値

2650

1,000m<sup>2</sup>以上の場合、申請の対象

## 解説

上記ケースでは、事業エリア3,000m<sup>2</sup>に対し、  
 現況で宅地等面積(宅地300m<sup>2</sup>、道路50m<sup>2</sup>=350m<sup>2</sup>)を除いた2,650m<sup>2</sup>が  
 雨水浸透阻害行為面積となり、  
 1,000m<sup>2</sup>を超えることから、許可申請が必要となります。  
 この面積集計は、申請で必要な対策量の算定にも必要となります。

なお、一連の雨水浸透阻害行為が合計で1,000m<sup>2</sup>を超えると判断される場合、許可申請が必要となります。

## ②申請許可 雨水浸透阻害行為の許可申請

### ①事前相談

- 雨水浸透阻害行為許可事前相談依頼書 (様式-8)
- 行為前後の土地利用集計表 (様式-1~3)
- 添付図面 (位置図、行為前後の平面図・求積図 (図面-1~6)等)

### ②申請許可

#### 法第31条

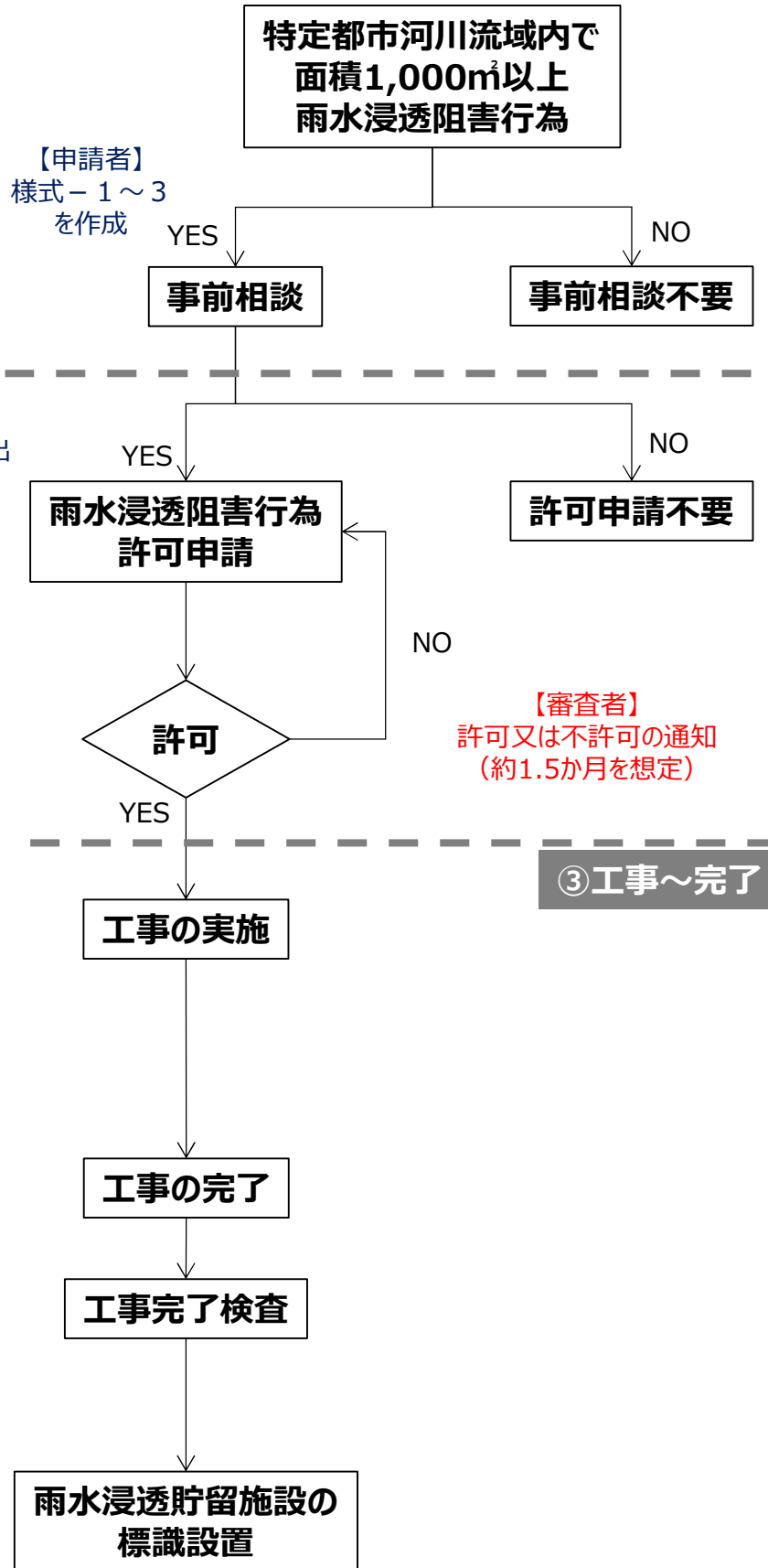
雨水浸透阻害行為の許可の申請の手続き

- 雨水浸透阻害行為 許可申請書 (別記様式第2) (省令第16条第1項)
- 計画説明書 (別記第2号様式) 及び計画図 (図面-3~10) (省令第16条第2項~第4項)
- 添付図書 (省令第18条)
  - 1) 行為区域位置図 (縮尺1/50,000以上) (図面-1) (省令第18条第2項)
  - 2) 行為区域図 (縮尺1/2,500以上) (図面-2) (省令第18条第3項)
  - 3) 対策工事の計画が政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類<sup>※1</sup>

※1 県HPに掲載する“調整池容量計算システム” (Excelファイル) を利用できる。  
→ P20に詳述 (様式-4~7)

- ① 行為前後の流出係数算定結果  
: 素案P23例示参照 (様式-4)  
(土地利用区分ごとの流出係数<sup>※2</sup>とその面積で加重平均し算出)  
※2 流出係数は、P10~13参照
- ② 行為前後の各時間 (10分) ごとの基準降雨<sup>※3</sup>の流出量算定結果  
: P27例示参照 (様式-5)  
(省令第20条第2項により算出)  
※3 基準降雨はHPにより公示  
: P25参照
- ③ 対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模<sup>※4</sup> (浸透施設も可)  
※4 貯水面積、水深、オフィスサイズ、貯水量など  
: P31例示参照 (様式-6)
- ④ 雨水貯留浸透施設によって行為前の雨水流出量最大値まで抑制可能なことを証明する計算結果  
: P32例示参照 (様式-7)  
(計算方法)  
解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン第6章第2節 (対策量の概算)  
P33例示参照

- 4) 管理に関する実施計画書 (様式-9)



## ②申請許可 雨水浸透阻害行為の許可申請

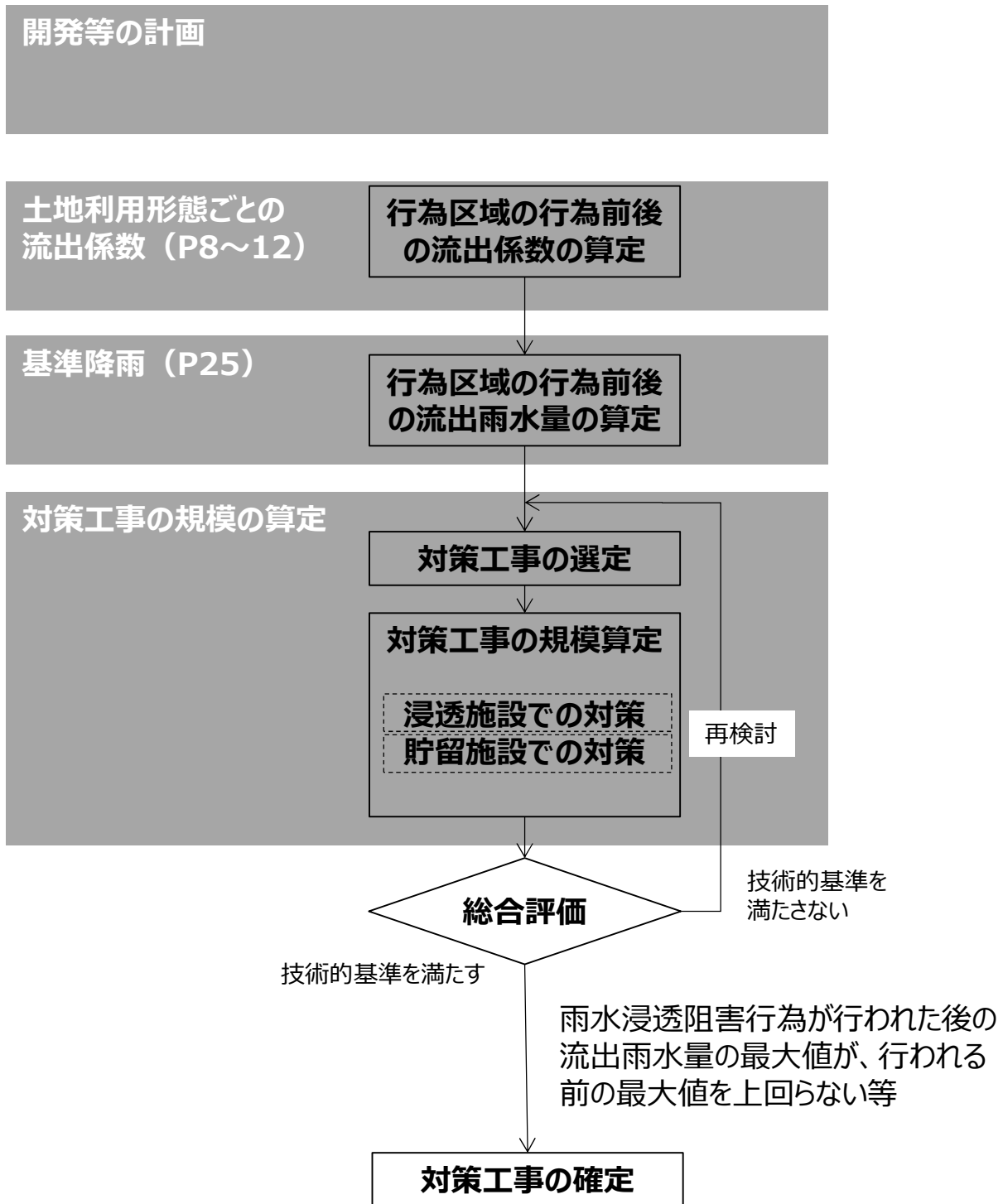
### (2) 雨水浸透阻害行為の許可申請 提出書類一覧 (再掲)

事前	申請	様式名	名称	備考
【書類関係】				
	○	別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書 様式-4	省令第16条第1項
○	○	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	
○	○	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	
○	○	様式-3	行為前後の土地利用集計表	
	○	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	システム出力可
	○	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	システム出力可
	○	様式-6	雨水貯留浸透施設 流出抑制施設諸元	システム出力可
	○	様式-7	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	システム出力可
○		様式-8	雨水浸透阻害行為許可事前相談依頼書	
	○	様式-9	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	
	○	別記第2号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	規則第 条
	変更	別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	規則第 条
	変更	別記第4号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	規則第 条
【図面関係】				
○	○	図面-1	行為区域位置図	省令第18条第1項
○	○	図面-2	行為区域区域図	省令第18条第2項
○	○	図面-3	現況平面図（行為前）	
○	○	図面-4	現況土地利用求積図（行為前）	
○	○	図面-5	土地利用計画図（行為後）	
○	○	図面-6	土地利用計画求積図（行為後）	
※	○	図面-7	排水施設計画平面図	
	○	図面-8	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の位置図	
	○	図面-9	対策工事に係る雨水貯留浸透施設の計画図	雨水貯留浸透施設の形状、構造の詳細
	○	図面-10	標識設置位置図	
【その他資料関係】				
○	○	資料-1	土地の登記事項を示す書類（全部事項証明書の写し）	
○	○	資料-2	公図の写し	
※	○	資料-3	開発許可等に伴う対策量算定結果	
○	○	資料-4	事業概要書、事業概要図	
○	○	資料-5	現況写真（写真撮影位置図を添付）	
○	○	資料-6	その他必要な資料（委任状、印鑑証明の写し、同意書の写し）	

“※”については、事前相談時に作成していれば添付してください。“変更”については、変更の際に作成する書式です。



○ 対策工事の検討フロー



## ②申請許可 雨水浸透阻害行為の許可申請

### (参考) 調整池容量計算システム

- 対策工事の計画が政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類の作成にあたり、「調整池容量計算システム (Excelファイル)」を利用できる。
- システムに、数量等を入力し、トライアル計算すると、対策量の算定が可能。手順は以下のとおりであり、Excelファイルのタブ順に計算を実行すると算定できる。
- システムは、千葉県ホームページ <<https://...>> で提供する。



① 行為前後の流出係数

技術的基準 (1) 基準降雨

② 流出雨量の算定

③ 対策工事の規模算定

計算結果 (許可申請図書の出力も可能)

必要数量を入力、「計算実行」しながら、タブを進め、トライアル計算すると、必要量の算定が可能

### ※調整池容量計算システムについて

本システムは、国土交通省が、雨水浸透阻害行為の許可に関する対策工事としての雨水貯留浸透施設について、技術的基準を満足するための形状、性能についての計算のために提供するものに、一宮川流域における基準降雨を入力したものです。

システムのユーザーマニュアルは、国土交通省のホームページをご参照ください。

また、本システムに係る技術的サポートなど各種サポートについては、行うことができませんので予めご了承ください。

[ホーム](#) > [政策・仕事](#) > [水管理・国土保全](#) > [指針・マニュアル・ガイドライン等](#)  
> [調整池容量計算システムについて](#)

#### 調整池容量計算システムについて

このシステムでは、特定都市河川浸水被害対策法で指定する雨水浸透阻害行為の許可にて、技術的基準への適合の確認、もしくは技術的基準を満足するための形状、性能につい

- [調整池容量計算システム \(Microsoft Excel版\)](#)
- [許可申請図書様式集](#)
- [ユーザーマニュアル \(PDF 3.86MB\)](#)

※計算システムを使用する前にお読み下さい

#### 注意事項

- 技術的サポートなど各種サポートについては、行うことが出来ませんので予めご了承ください。
- システムを使用される前に必ずユーザーマニュアルをご参照下さい。

対策工事の検討事例

○ P14、15の事例について、以下にシステムを用いた以下手順による試算を示す。

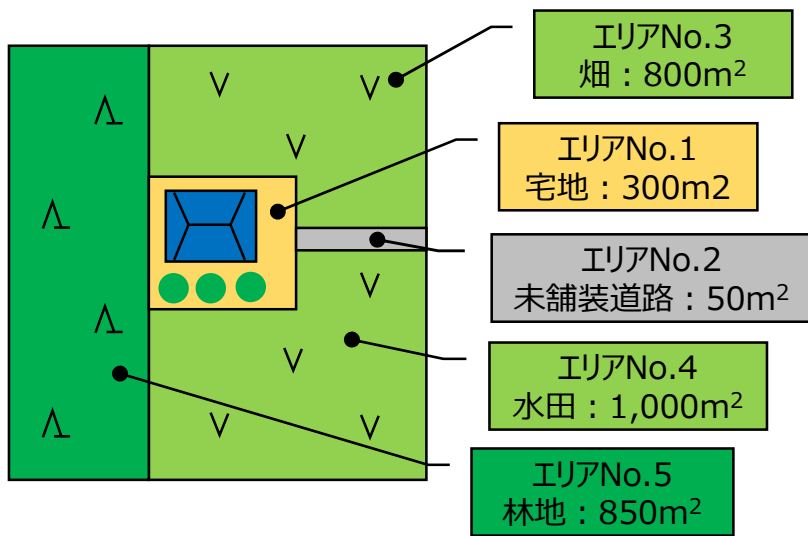
計算手順

- 1 行為前後の流出係数
- 2 降雨強度
- 3 行為前後の流量
- 4 浸透施設能力
- 5 調整池容量の概算
- 6 対策量の算定

試算条件

- ・基準降雨：特定都市河川流域－一宮川流域における基準降雨（P25）
- ・流出係数、行為面積：下記記行為前後の土地利用（P14、15の条件と同じ）
- ・計算方法：調整池容量計算システムによる

○行為前（現況）の土地利用

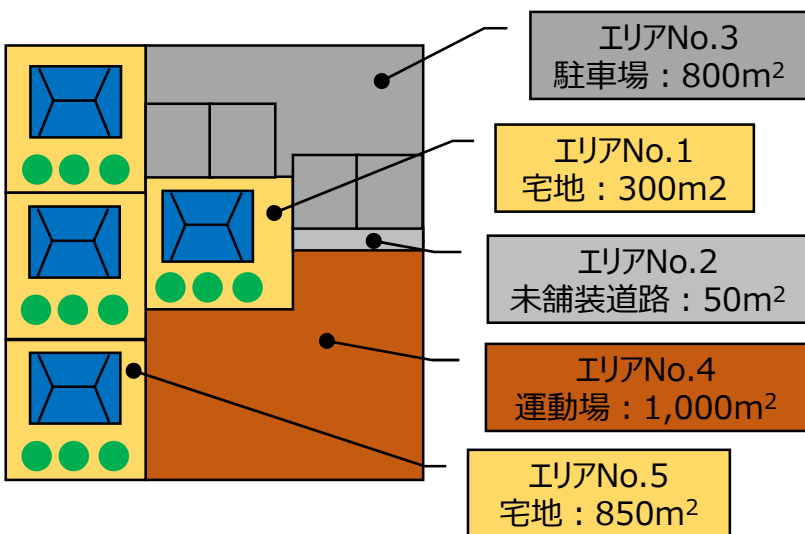


表－1 現況土地利用面積表（単位m<sup>2</sup>）

No.	宅地等		林地 耕地 原野他	計
	宅地	道路		
1	300	－	－	300
2	－	50	－	50
3	－	－	800	800
4	－	－	1,000	1,000
5	－	－	850	850
計	300	50	2,650	3,000

注) 未舗装道路は宅地に含まれる

○行為後（計画）の土地利用



表－2 行為後土地利用面積表（単位m<sup>2</sup>）

No.	宅地等		駐車場 (舗装)	運動場	計
	宅地	道路			
1	300	－	－	－	300
2	－	50	－	－	50
3	－	－	800	－	800
4	－	－	－	1,000	1,000
5	850	－	－	－	850
計	1,150	50	800	1,000	3,000

注) 未舗装道路は宅地に含まれる

### 1 行為前後の流出係数

行為前後の面積(ha)を、様式-3 集計結果の転記によって入力。

面積や流出係数が自動計算される。

流出係数算定結果		行為前	行為後
-		0.282	0.889

区分	土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)
計		-	0.3000	0.3000
宅地等に該当する土地	宅地	0.90	0.0300	0.1150
	池沼	1.00		
	水路	1.00		
	ため池	1.00		
	道路(法面を有しないもの)	0.90	0.0050	0.0050
	道路(法面を有するもの)			
	鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90		
	鉄道線路(法面を有するもの)			
	飛行場(法面を有しないもの)	0.90		
	飛行場(法面を有するもの)			
宅地等以外の土地	不透水性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95		0.0800
	不透水性材料により覆われた法面	1.00		
	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50		
	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80		0.1000
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
に上掲記第1号土地から外第3号土地	山地	0.30		
	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.2650	

### 行為後 集計結果

No.	宅地等		駐車場(舗装)	運動場	計
	宅地	道路			
1	300	-	-	-	300
2	-	50	-	-	50
3	-	-	800	-	800
4	-	-	-	1,000	1,000
5	850	-	-	-	850
計	1,150	50	800	1,000	3,000

試算条件である以下の行為前後の面積(単位:ha)を、システムの「流出係数算出」タブに記入。

技術基準(2)の区分ごとに、行為前後の面積を記入すると、面積合計や加重平均流出係数が自動計算される。

・流出係数： 行為前 0.282  
行為後 0.880

### 合成流出係数の算出例(行為後の算式と解)

土地利用区分	流出係数	行為後面積(ha)
宅地	0.90	0.115
道路(法面無)	0.90	0.005
舗装された土地	0.95	0.080
運動場	0.80	0.100
-----		
合計		0.300

式  

$$(0.9 \times 0.115) + (0.9 \times 0.005) + (0.95 \times 0.08) + (0.8 \times 0.1) = 0.2640$$

$$0.2640 \div 0.300 \text{ha} = \underline{0.880}$$

行為前後の面積(ha)を入力

自動計算



○ 行為前後の流出係数計算結果（例）

- 条件：P14～16で例示している、雨水浸透阻害行為のケース  
（エリア面積3,000m<sup>2</sup> = 0.3ha）
- 行為前の流出係数 0.282
- 行為後の流出係数 0.880

雨水浸透阻害行為前後の流出係数表

様式－6

※ 位置及び行為前後の土地利用区分の分かる平面図を添付すること

行為区域住所 ●●市●●  
 エリア面積 0.3ha (3,000m<sup>2</sup>)  
 雨水浸透阻害行為面積 0.265ha (2,650m<sup>2</sup>)  
 行為前後の土地利用区分 以下のとおり

行為の前から宅地等に区分される面積も含めて記入する

区分	土地利用の形態の細分化	流出係数	行為前面積 (ha)	行為后面積 (ha)
宅地等に該当する土地	宅地	0.90	0.03	0.115
	池沼	1.00		
	水路	1.00		
	ため池	1.00		
	道路（法面を有しないもの）	0.90	0.005	0.005
	道路（法面を有するもの）		加重平均	
	鉄道線路（法面を有しないもの）	0.90		
	鉄道線路（法面を有するもの）		加重平均	
	飛行場（法面を有しないもの）	0.90		
	飛行場（法面を有するもの）		加重平均	
宅地等以外の土地	関第2連号 不浸透性材料により舗装された土地（法面を除く）	0.95		0.08
	不浸透性材料により覆われた法面	1.00		
	第3号関連 ゴルフ場（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.50		
	運動場その他これに類する施設（雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る）	0.80		0.1
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50		
	土第3記以外に1の掲号土げか地ら	山地	0.30	
	人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地	0.20	0.265	
その他	<b>合成流出係数の算出例</b> $(0.9 \times 0.115) + (0.9 \times 0.005) + (0.95 \times 0.08) + (0.8 \times 0.1) = 0.2640$ $0.2640 \div 0.300ha = 0.880$			
面積計			0.300	0.300
合成流出係数			0.282	0.880

## 2 降雨強度

基準降雨をシステムの [流出係数算出] タブに記入。

一宮川流域での雨水浸透阻害行為にあたっては、次ページの告示の基準降雨が入力される。

(本システムは、降雨強度を手入力で変更できるため、別基準の降雨でもご利用いただけます。)

調整池容量計算システム (一宮川流域) .xlsm

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 自動保

C5 : X ✓ fx 2.3

時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
※降雨は対象地域の降雨に変更して下さい								
0	0-10	2.3000	6	0-10	4.0000	12	0-10	69.2000
	10-20	2.3000		10-20	4.1000		10-20	42.8000
	20-30	2.3000		20-30	4.2000		20-30	31.5000
	30-40	2.3000		30-40	4.3000		30-40	25.1000
	40-50	2.4000		40-50	4.4000		40-50	20.9000
	50-60	2.4000		50-60	4.5000		50-60	18.0000
1	0-10	2.4000	7	0-10	4.7000	13	0-10	15.8000
	10-20	2.5000		10-20	4.8000		10-20	14.1000
	20-30	2.5000		20-30	5.0000		20-30	12.8000
	30-40	2.5000		30-40	5.1000		30-40	11.7000
	40-50	2.5000		40-50	5.3000		40-50	10.8000
	50-60	2.6000		50-60	5.5000		50-60	10.0000
2	0-10	2.6000	8	0-10	5.7000	14	0-10	9.3000
	10-20	2.7000		10-20	5.9000		10-20	8.8000
	20-30	2.7000		20-30	6.1000		20-30	8.3000
	30-40	2.7000		30-40	6.3000		30-40	7.8000
	40-50	2.8000		40-50	6.6000		40-50	7.4000
	50-60	2.8000		50-60	6.9000		50-60	7.1000
3	0-10	2.9000	9	0-10	7.3000	15	0-10	6.8000
	10-20	2.9000		10-20	7.6000		10-20	6.5000
	20-30	2.9000		20-30	8.0000		20-30	6.2000
	30-40	3.0000		30-40	8.5000		30-40	6.0000
	40-50	3.0000		40-50	9.0000		40-50	5.8000
	50-60	3.1000		50-60	9.7000		50-60	5.6000
4	0-10	3.1000	10	0-10	10.4000	16	0-10	5.4000
	10-20	3.2000		10-20	11.2000		10-20	5.2000
	20-30	3.3000		20-30	12.2000		20-30	5.0000
	30-40	3.3000		30-40	13.4000		30-40	4.9000
	40-50	3.4000		40-50	14.9000		40-50	4.7000
	50-60	3.4000		50-60	16.8000		50-60	4.6000
5	0-10	3.5000	11	0-10	19.3000	17	0-10	4.5000
	10-20	3.6000		10-20	22.8000		10-20	4.4000
	20-30	3.7000		20-30	27.9000		20-30	4.3000

流出係数算出 降雨強度 流入量定義 01流出計算 (Q-Tク

準備完了 アクセシビリティ: 検討が必要です

一宮川流域  
の基準降雨  
入力済み

○ 基準降雨（一宮川流域）

令和5年千葉県告示第43号

時分	降雨基準値 (mm/h)	時分	降雨基準値 (mm/h)	時分	降雨基準値 (mm/h)	時分	降雨基準値 (mm/h)				
0	0-10	2.3	6	0-10	4.0	12	0-10	69.2	18	0-10	3.9
	10-20	2.3		10-20	4.1		10-20	42.8		10-20	3.8
	20-30	2.3		20-30	4.2		20-30	31.5		20-30	3.7
	30-40	2.3		30-40	4.3		30-40	25.1		30-40	3.6
	40-50	2.4		40-50	4.4		40-50	20.9		40-50	3.6
	50-60	2.4		50-60	4.5		50-60	18.0		50-60	3.5
1	0-10	2.4	7	0-10	4.7	13	0-10	15.8	19	0-10	3.4
	10-20	2.5		10-20	4.8		10-20	14.1		10-20	3.4
	20-30	2.5		20-30	5.0		20-30	12.8		20-30	3.3
	30-40	2.5		30-40	5.1		30-40	11.7		30-40	3.2
	40-50	2.5		40-50	5.3		40-50	10.8		40-50	3.2
	50-60	2.6		50-60	5.5		50-60	10.0		50-60	3.1
2	0-10	2.6	8	0-10	5.7	14	0-10	9.3	20	0-10	3.1
	10-20	2.7		10-20	5.9		10-20	8.8		10-20	3.0
	20-30	2.7		20-30	6.1		20-30	8.3		20-30	3.0
	30-40	2.7		30-40	6.3		30-40	7.8		30-40	2.9
	40-50	2.8		40-50	6.6		40-50	7.4		40-50	2.9
	50-60	2.8		50-60	6.9		50-60	7.1		50-60	2.8
3	0-10	2.9	9	0-10	7.3	15	0-10	6.8	21	0-10	2.8
	10-20	2.9		10-20	7.6		10-20	6.5		10-20	2.8
	20-30	2.9		20-30	8.0		20-30	6.2		20-30	2.7
	30-40	3.0		30-40	8.5		30-40	6.0		30-40	2.7
	40-50	3.0		40-50	9.0		40-50	5.8		40-50	2.6
	50-60	3.1		50-60	9.7		50-60	5.6		50-60	2.6
4	0-10	3.1	10	0-10	10.4	16	0-10	5.4	22	0-10	2.6
	10-20	3.2		10-20	11.2		10-20	5.2		10-20	2.5
	20-30	3.3		20-30	12.2		20-30	5.0		20-30	2.5
	30-40	3.3		30-40	13.4		30-40	4.9		30-40	2.5
	40-50	3.4		40-50	14.9		40-50	4.7		40-50	2.4
	50-60	3.4		50-60	16.8		50-60	4.6		50-60	2.4
5	0-10	3.5	11	0-10	19.3	17	0-10	4.5	23	0-10	2.4
	10-20	3.6		10-20	22.8		10-20	4.4		10-20	2.3
	20-30	3.7		20-30	27.9		20-30	4.3		20-30	2.3
	30-40	3.7		30-40	36.2		30-40	4.1		30-40	2.3
	40-50	3.8		40-50	52.7		40-50	4.1		40-50	2.3
	50-60	3.9		50-60	106.8		50-60	4.0		50-60	2.2

省令第21条第2項

前項の基準降雨は、継続時間を24時間とする中央集中型波形の降雨の降雨強度値の10分ごとの推移を表により示すものとする。

※降雨強度値

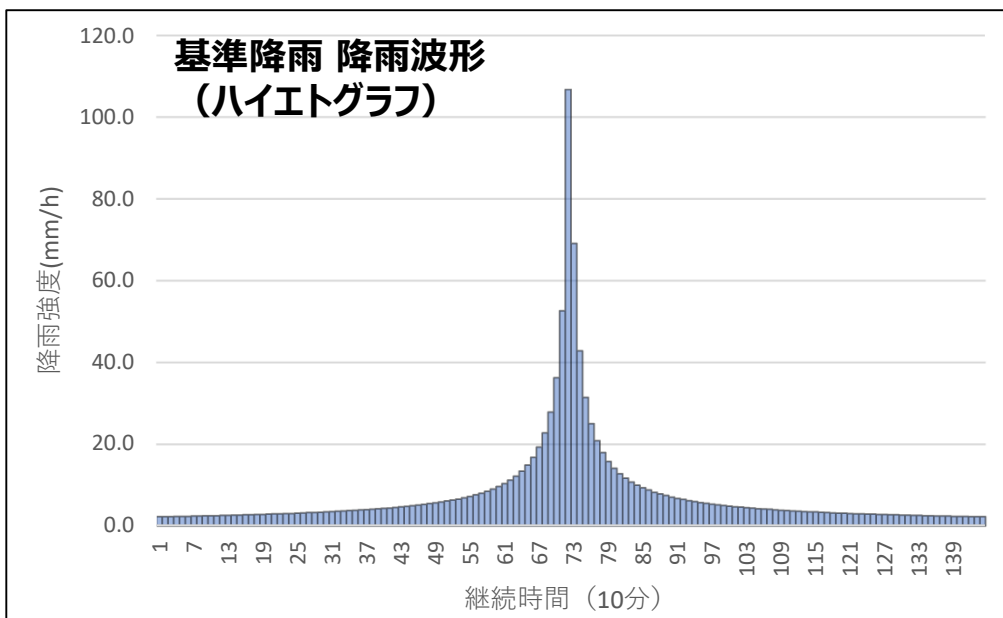
降雨強度は、ある定められた時刻間に測定された降水量を1時間あたりに換算したものであり、単位は mm/h

・設定条件

確率年	10年
降雨波形	中央集中型
洪水到達時間	10分
降雨継続時間	24時間

・設定値

24時間総雨量	186.7mm
最大降雨強度 (1時間)	56.5mm/h
最大降雨強度 (10分)	106.8mm/h





### 3 行為前後の流量

「流出係」、「計算実行」ボタンの押下で行為前後の流量が自動計算される。

**①「流出係」ボタンを押下  
(行為前後の係数が  
自動で入力される)**

**②「計算実行」ボタンを押下  
(流入量-時間関係が  
自動で計算される)**

時刻	行為前流入量	行為後流入量	降雨強度
0:00	縦(値)軸 目盛線 0000		
0:10	0.000540	0.001680	23000
0:20	0.000540	0.001680	23000
0:30	0.000540	0.001680	23000
0:40	0.000540	0.001680	23000
0:50	0.000540	0.001680	24000
3:00	0.000680	0.002680	28000
3:10	0.000680	0.002130	29000
3:20	0.000680	0.002130	29000
3:30	0.000680	0.002130	29000
3:40	0.000700	0.002200	30000
3:50	0.000700	0.002200	30000
6:00	0.000820	0.002860	38000
6:10	0.000840	0.002830	40000
6:20	0.000860	0.003010	41000
6:30	0.000880	0.003080	42000
6:40	0.001010	0.003150	43000
6:50	0.001080	0.003230	44000
7:00	0.001060	0.003300	45000
7:10	0.001170	0.003450	47000

計算結果及び流入量-時間関係グラフ  
が表示される

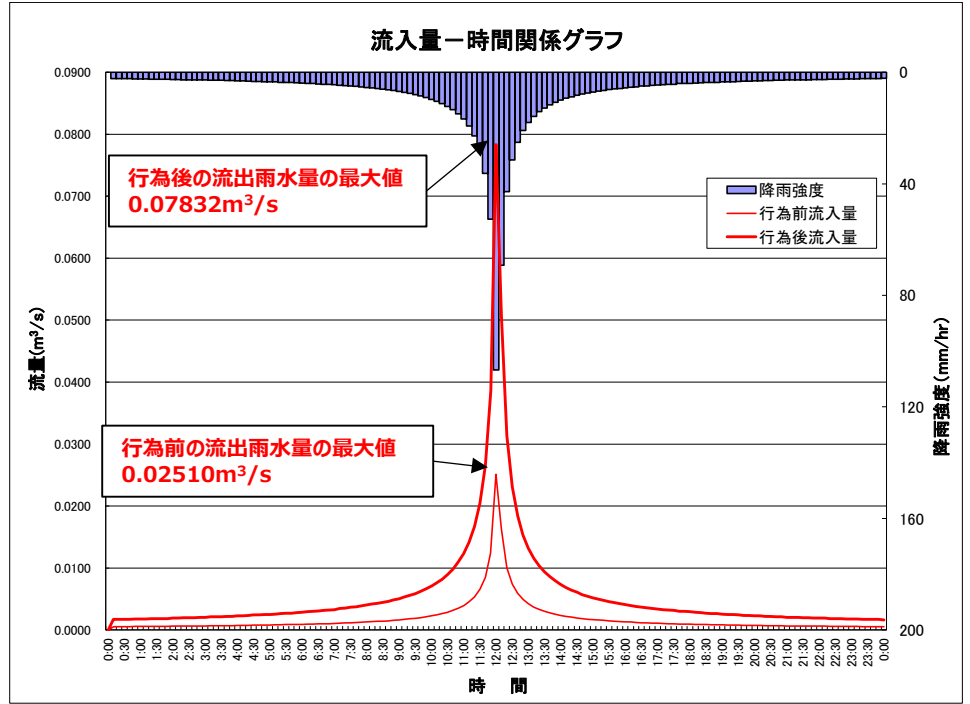


○ 行為前後の各時間（10分）ごとの流出雨水量算定結果（例）

■ 条件：P 14～16で例示している、雨水浸透阻害行為のケース  
（エリア面積3,000m<sup>2</sup>=0.3ha）

様式－7 雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量  
（調整池容量計算システム－01流出計算（Q-Tグラフ））

時刻	行為前流入量	行為後流入量	降雨強度
0:00	0.000000	0.000000	
0:10	0.000540	0.001690	2.3000
0:20	0.000540	0.001690	2.3000
0:30	0.000540	0.001690	2.3000
	⋮		
11:00	0.003950	0.012320	16.8000
11:10	0.004540	0.014150	19.3000
11:20	0.005360	0.016720	22.8000
11:30	0.006560		
11:40	0.008510	0.026550	36.2000
11:50	0.012380	0.038650	52.7000
12:00	0.025100	0.078320	106.8000
12:10	0.016260	0.050750	69.2000
12:20	0.010060	0.031390	42.8000
12:30	0.007400	0.023100	31.5000
12:40	0.005900	0.018410	25.1000
12:50	0.004910	0.015330	20.9000
13:00	0.004230	0.013200	18.0000
	⋮		
23:40	0.000540	0.001690	2.3000
23:50	0.000540	0.001690	2.3000
0:00	0.000520	0.001610	2.2000



<計算方法>

$$\text{合理式 } Q = \frac{1}{360} \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：流量（m<sup>3</sup>/s）

f：流出係数（別紙1参照）

r：降雨強度（mm/h）（10分毎の降雨量：別紙2参照）

A：集水面積（ha）（別紙1参照）

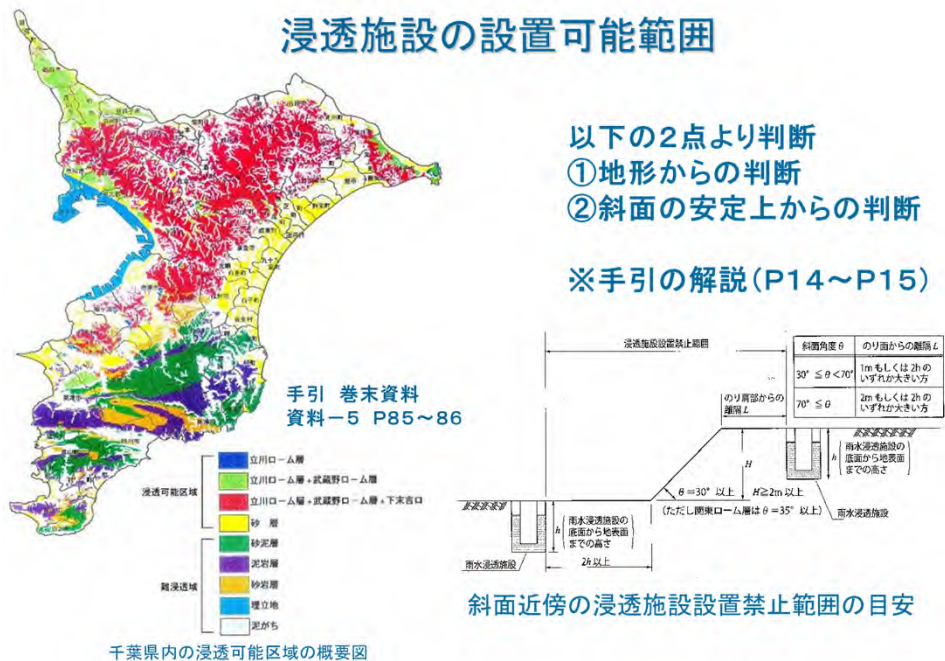
$$\text{行為前 } Q = \frac{1}{360} \times 0.282 \times 106.8 \times 0.300 = 0.02510 \text{ m}^3/\text{s}$$

$$\text{行為後 } Q = \frac{1}{360} \times 0.880 \times 106.8 \times 0.300 = 0.07832 \text{ m}^3/\text{s}$$

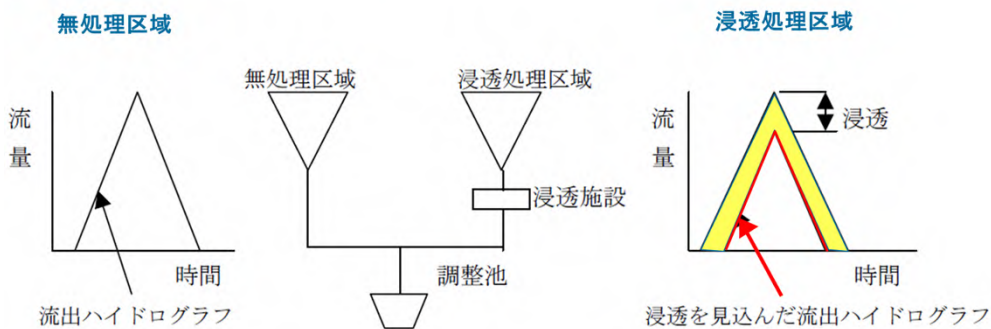
4 浸透施設能力 浸透を見込む場合、単位設計浸透能や設置数量を入力する。

(本列では見込まない、具体的な浸透能力の評価手法としては次の資料等を参考して合理的な方法を用いること。)

- ・「増補改訂雨水浸透施設技術設計(案)(調査・計画編)」(令和2年12月 公益社団法人雨水貯留浸透技術協会)
- ・下水道雨水浸透技術マニュアル(平成13年6月 財団法人下水道新技術推進機構) (ほか)



### 浸透施設による調整池計画への反映イメージ (必要調節容量の縮減)



※宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引及び同解説 より

## 5 調整池容量の概算

調整池高を入力し、「計算実行」ボタンの押下で1haあたりの必要容量、オリフィス径の概算が自動計算される。

※①自然調節方式により調整池容量を概算する場合に入力してください

入力条件		概算結果	
行為後ピーク流入量 (浸透考慮後)	0.078320 m <sup>3</sup> /s	必要容量	370 m <sup>3</sup> /ha
調整池諸元		オリフィス径(円管、直径)	0.11 m
許容放流量 (行為前ピーク流入量)	0.025100 m <sup>3</sup> /s		
調整池高	1.000 m		
浸透施設条件	浸透施設なし		

②「計算実行」ボタンを押下  
(必要容量、オリフィス径の概算が自動計算される)

①調整池高の概算を入力(施設概略から確保可能な高さ。最高水位がこの高さ以下とする)

必要容量及びオリフィス径が表示される



## 6 対策量等の算定

設定調整池の諸元を入力後、「計算実行」ボタンの押下で対策量及び評価が自動計算される。総合評価「NG」の場合、調整池諸元を変えてトライアル計算することで、対策量が算定できる。

自動保存 オフ 調整池容量計算システム (一宮川流域) .xlsx

検索 (Alt+Q)

ファイル ホーム 挿入 ページレイアウト 数式 データ 校閲 表示 自動化 ヘルプ JUST PDF 5

H16

入力条件

設定調整池諸元

水深-容量		
No	水深H(m)	容量V(m <sup>3</sup> )
1	0.000	0.00
2	1.000	110.00
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		

放流口形状 (口径)

円

直径 0.11 m

矩形

高さ m

幅 m

(管底位置) 池底高から 0 m

行為後流入量

行為後ピーク流入量 (浸透考慮後) 0.078320 m<sup>3</sup>/s

許容放流量 (行為前ピーク流入量) 0.025100 m<sup>3</sup>/s

計算実行

計算結果

総合評価 OK

放流量評価 許容放流量以下

池の容量不足 無

許容申請図書の作成

■【様式】許可申請図書の保存場所

C:\[様式] 許可申請図書.xls

許可申請図書の作成

浸透施設能力 浸透施設能力 (貯留浸透モデル\_道路管理者用) 02流出計算 (QT-Sグラフ) 03-①調整池容量の概算 04-①調節計算 (自然調節方式)

準備完了 アクセシビリティ: 検討が必要です

①調整池の形状に基づく水深-容量の関係を入力

②オリフィス形状、管底位置を入力

③「計算実行」ボタンを押下 (①②に基づく施設の評価(OK or NG)等が自動計算される)

許可申請図書の作成

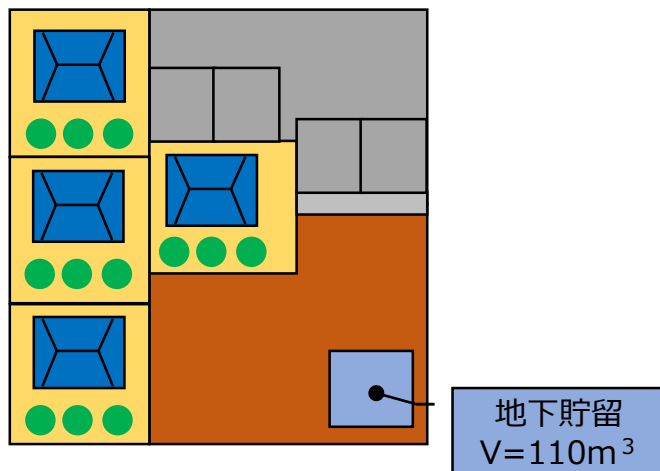
④「許可申請図書の作成」ボタンを押下することで、提出様式を作成できる



○対策工事としての雨水貯留浸透施設の規模  
対策工事の計画図（イメージ）

■ 条件：P32に示す計算結果（例）に基づいてイメージを作成

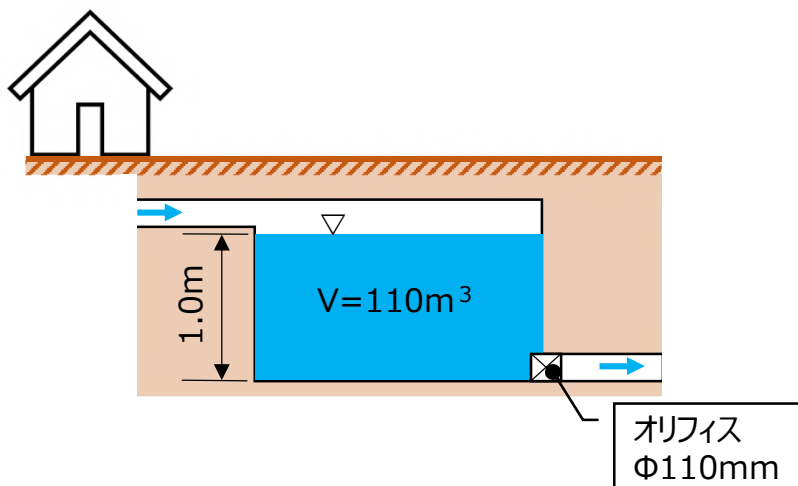
・運動場の地下に容量110m<sup>3</sup>の地下調整池を設置する



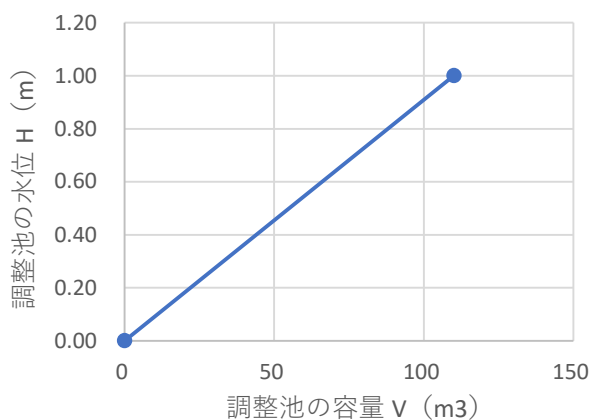
地下調整池諸元表

貯留面積	110m <sup>2</sup>
計画貯留水深	1.0m
計画貯留容量	110m <sup>3</sup>
放流オリフィス	Φ110mm

地下調整池の断面図



水位容量曲線



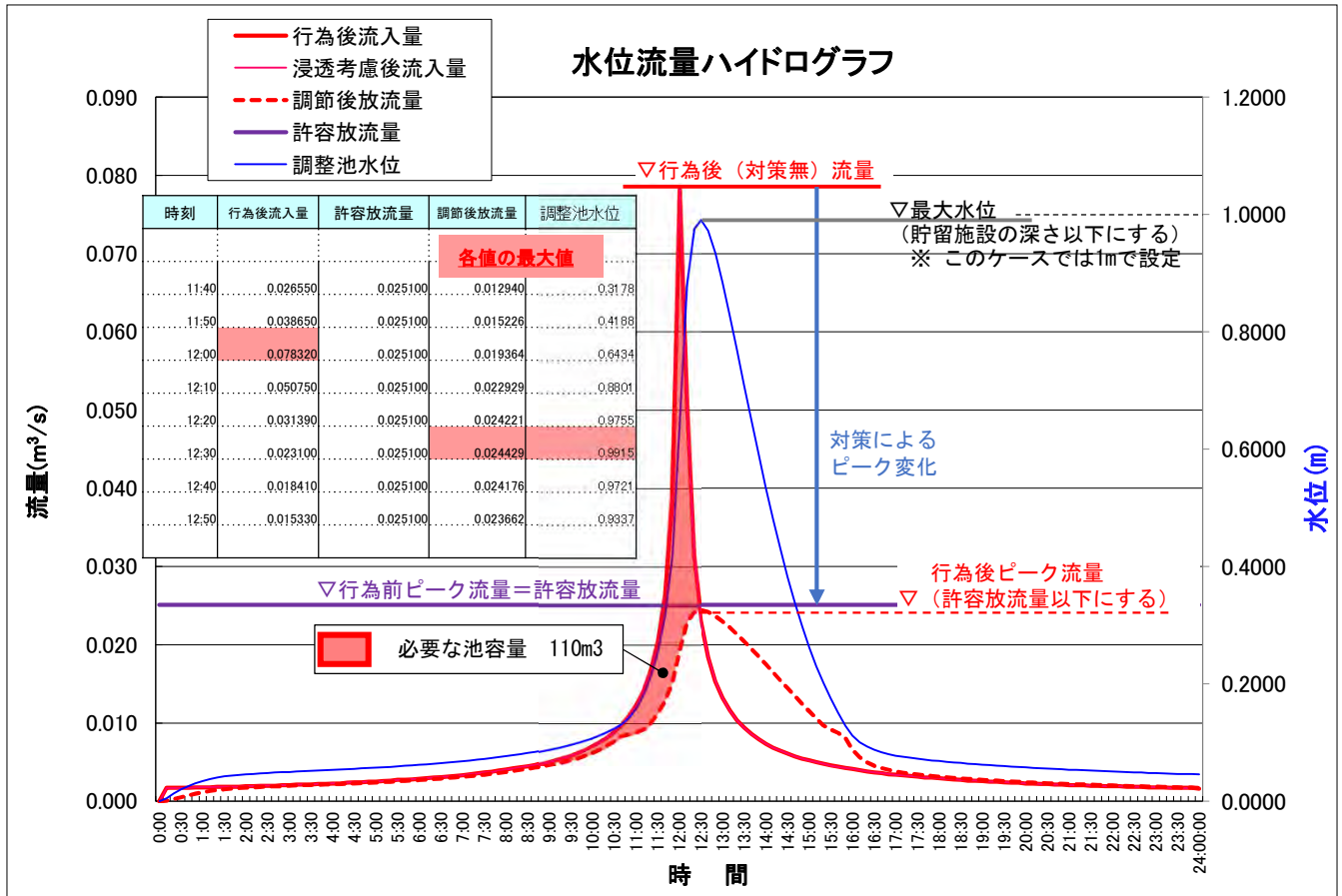
注) 申請では、雨水浸透施設の採用も可能

○行為前の雨水流出量の最大値まで抑制可能なことを証明する計算結果（例）

（行為後の最大流出雨水量  $Q = 0.07832\text{m}^3/\text{s}$  となっているが、  
行為前の最大流出雨水量  $Q = 0.02510\text{m}^3/\text{s}$  以下に放流量を抑えることを  
証明するため、以下のような資料を作成する。）

トライアル計算の結果、必要容量 $110\text{m}^3$ 、オリフィス径（円管、直径） $0.11\text{m}$

（調整池容量計算システム - 04調節計算（本例は、04-①（自然調節方式）によって試算））



<調整池容量計算方法>

（基本：厳密法）特定都市河川浸水被害対策法ガイドラインより

○貯留規模の算定

調整池容量は流入量 $Q_{in}$ と流出量 $Q_{out}$ との差分を貯留する。

$$\frac{dV}{dt} = Q_{in}(t) - Q_{out}(t) = (Q(t) - Q_p) - Q_{out}(t)$$

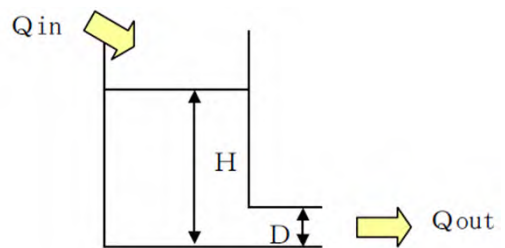
○放流量の算定（自然放流方式の場合）

$$H \leq 1.2D : Q_{out} = c' \cdot a^{1/2} \cdot H(t)^{2/3}$$

$1.2D < H(t) < 1.8D$  :  $H=1.2D$ ,  $H=1.8D$  の  $Q_{out}$  を直線近似

$$H(t) \geq 1.8D : Q_{out} = c \cdot a \cdot \sqrt{2g(H(t) - \frac{1}{2}D)}$$

ここに、 $Q_{in}(t)$  : 調整池への流入量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )、 $Q_{out}(t)$  : 調整池からの放流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )、 $Q_t$  : 行為区域からの流出雨水量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )、 $V$  : 調整池の貯留量 ( $\text{m}^3$ )、 $C, C'$  : 放流口の流量係数  $c=0.6$ ,  $c'=1.8$ ,  $a$  : 放流口の断面積 ( $\text{m}^2$ )、 $H(t)$  : 調整池の水位 (m)、 $D$  : 放流口の径 (m)、 $t$  : 計算時刻 (s)



調整池容量計算は、 $Q_{out}$  が行為前の最大流出量  $Q=0.025\text{m}^3/\text{s}$  以下になるような調整池諸元を繰り返し計算し求めたもの

注) 自然調節方式の場合、放流オリフィスの敷高が、排水先水位の影響を受けないことを確認する

○概算の対策量（早見表：1.0haあたりの必要対策量）

- P32の計算に先立って、目安を下記の早見表から算定することができます。
- P22、23の例示で算出した行為前の流出係数0.282と行為後の流出係数0.880を四捨五入して下表に当てはめ、貯留対策量を読み取ると、1haあたりの必要対策量（貯水量）=340m<sup>3</sup>/haとなります。
- 例示でのエリア面積が0.3haであるため、概算対策量=0.3ha×340m<sup>3</sup>/ha=102m<sup>3</sup>となります。

早見表：1.0haあたりの対策量（浸透対策なし）

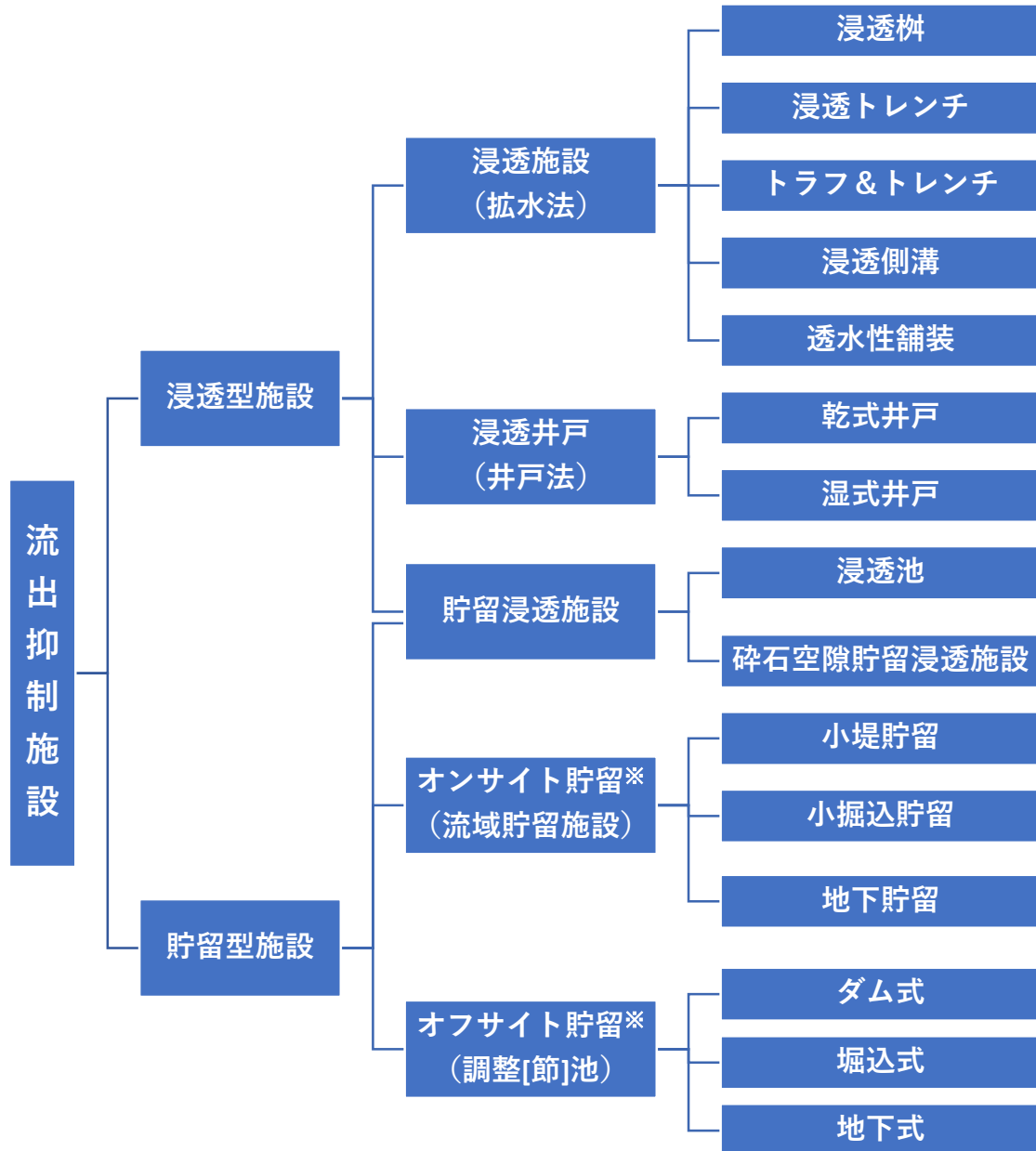
		洪水調節容量（m <sup>3</sup> /ha）						
		開発後流出係数						0.880
		0.4	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9	
開発前流出係数	0.2	90	160	230	310	400	490	590
	0.282 ≒ 0.3		90	140	200	270	340	420
	0.4			80	130	180	250	320
	0.5				80	130	170	230
	0.6					80	120	170
	0.7						80	120
	0.8							70

注) この早見表は、対策規模が最小に近い値となる貯水池の諸元で整理しており、実際の対策規模は各々設置される貯水池の面積や水深、放流孔（オリフィス）の形状に合わせて計算を行う必要があります。

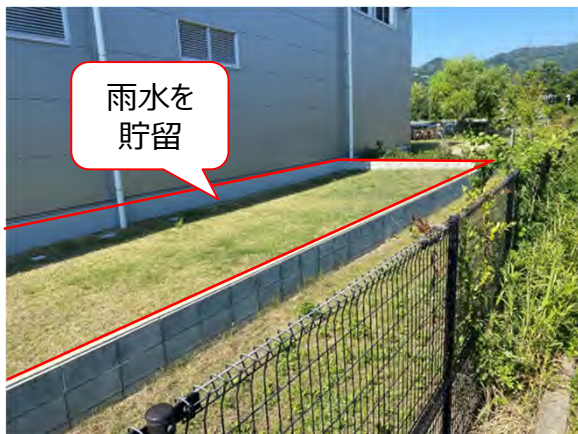
<対策規模の算定条件>

- ・ 降雨強度式            別紙 - 2
- ・ 対象面積                1.0ha
- ・ 許容放流量            行為前の流出量の最大値
- ・ 雨水貯留施設形状    貯水池は直方体、放流孔は円形とし、対象規模が最小に近くなるよう整理したものです。

○ 対策工法 流出抑制施設の構造形式の分類



千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引 解説 P3 より



貯留型施設-オンサイト貯留-小堤貯留の例

【補足】用語解説

**オンサイト貯留**

降雨水の移動を最小限におさえ、雨が降った場所（現地）で貯留し、雨水の流出を抑制するもので現地貯留とも呼ぶ。公園、運動場、駐車場、集合住宅の棟間等の流域貯留施設あるいは、各戸貯留施設等がこれに当たる。

**オフサイト貯留**

河川、下水道、水路等によって雨水を集水した後でこれを貯留し、流出を抑制するもの。遊水地、防災調節池等はこれにあたる。

※ 流出抑制施設の考え方については、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」及び「同 解説」が参考になる。



### ③ 工事～完了までの届出等

#### ① 事前相談

特定都市河川流域内で  
面積1,000㎡以上  
雨水浸透阻害行為

YES NO

事前相談

事前相談不要

#### ② 申請許可

YES NO

雨水浸透阻害行為  
許可申請

許可申請不要

NO

許可

YES

#### ③ 工事～完了

工事の実施

- ・工事に着手する場合  
【申請者】工事着手届出書（様式-10）
- ・工事を廃止・変更する場合  
【申請者】工事廃止届出書（別記様式第4）  
雨水浸透阻害変更許可申請書  
申請内容の変更（別記第3号様式）  
雨水浸透阻害行為変更届出書  
着手日・完了予定日の変更（別記第4号様式）

工事の完了

- 【申請者】  
工事完了届書の提出（別記様式第3）

工事完了検査

- 【申請者】  
検査に必要な書類の提出  
出来形図や写真等
- 【審査者】  
工事完了  
検査の実施

雨水浸透貯留施設の  
標識設置

- 【申請者】  
標識の設置
- 【審査者】  
標識の交付

※ 対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為（法第39条）を行う場合は許可が必要です。（別記様式第6）

※ 違反した場合には、監督処分（法第41条）や罰則（法第84条等）を科すことがあります。

#### 工事の実施に関する提出書類一覧

提出時点	様式名	名称	備考
着手	様式-10	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	
完了	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	省令第26条
廃止	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	省令第26条
変更	別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	規則第 条
変更	別記第4号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	規則第 条
その他	別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	省令第29条

## ○ 雨水貯留浸透施設の標識（令和5年千葉県条例第25号第3条）

次の事項を明示した標識を設置する。

- ・雨水貯留浸透施設の名称
- ・雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- ・雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
- ・雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- ・雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- ・標識の設定者及びその連絡先

この標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

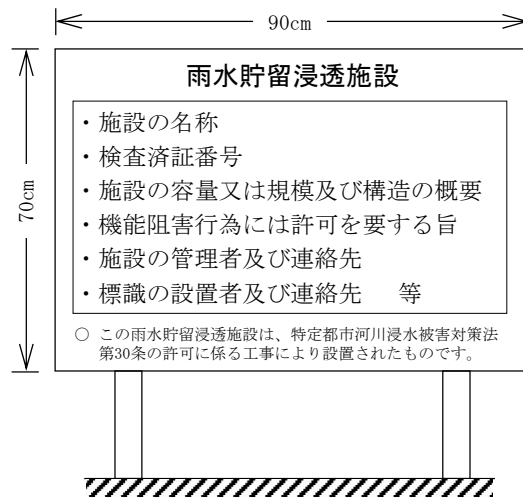
## ○ 標識の様式について

工事の完了検査後に標識の設置が必要となります。

以下要件を加味して、許可申請時の図面-10 標識設置位置図をご作成いただき、設置等について協議させていただきます。

なお、標識は、流域内住民等に対し、技術的基準に適合する施設であり、特定都市河川流域内で浸水被害の防止に寄与していることを表示するほか、あらゆる関係者の水防災意識を醸成させ、流域治水への参加を促進します。

- ① 設置数 : 原則 1 カ所
- ② 設置場所 : 施設が調整池の場合は、その近傍。  
施設が複数の場合は、地域の看板等の付近が望ましい。
- ③ 標識の形状 : 以下イメージのとおり。  
なお、大きさについては設置場所の状況により、縮小することができる。



標識イメージ

## 様式集

様式一覧	様式名	名称	備考	
01 事前相談				
	1	様式-1	現況土地利用区分面積集計表（行為前）	手引
	2	様式-2	計画土地利用区分面積集計表（行為後）	手引
	3	様式-3	行為前後の土地利用集計表	手引
	4	様式-8	雨水浸透阻害行為許可事前相談依頼書	手引
02 申請				
	1	様式-4	雨水浸透阻害行為前後の平均流出係数	システム出力可
	2	様式-5	雨水浸透阻害行為前後の雨水流出量の最大値	システム出力可
	3	様式-6	雨水貯留浸透施設 流出抑制施設諸元	システム出力可
	4	様式-7	政令第9条第1項に規定する技術的基準に適合することを証する書類	システム出力可
	5	別記様式第2	雨水浸透阻害行為許可申請（協議）書	省令第16条第1項
	6	別記第2号様式	雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書	規則第 条
	7	様式-9	雨水貯留浸透施設の管理に関する実施計画書	手引
03 工事着手				
	1	様式-10	雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書	手引
04 工事を廃止・変更する場合				
	1	別記様式第4	雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書	省令第26条
	2	別記第3号様式	雨水浸透阻害行為変更許可申請（協議）書	規則第 条
	3	別記第4号様式	雨水浸透阻害行為変更届出書	規則第 条
05 工事完了				
	1	別記様式第3	雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書	省令第26条
06 その他				
	1	別記様式第6	雨水貯留浸透施設機能阻害行為許可申請（協議）書	省令第29条
	2	別記第5号様式	身分証明書	規則第 条
	3	別記第6号様式	身分証明書	規則第 条

現況土地利用区分面積集計表（行為前）

様式 ー 1

エリアNo	宅地等								舗装された土地			その他土地からの流出雨量を増加させるおそれのある行為に係る土地			左記以外の土地			
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 (法面を有しないものに限る。)	道路 (法面を有するものに限る。)	鉄道線 (法面を有しないものに限る。)	鉄道線 (法面を有するものに限る。)	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	飛行場 (法面を有するものに限る。)	コンクリート等の不透水性材料により覆われた土地(法面を除く)	コンクリート等の不透水性材料により覆われた土地	ゴルフ場(雨水を排除するための排水設備を伴うもの)	運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水設備を伴うもの)	ローラースケート場その他これに類する施設(機械を用いて締め固められた土地)	山地	人工的に造成された植生に覆われた土地	林地、耕地、原野その他ローラースケート場その他これに類する施設(機械を用いていない土地)
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計2	0																	
合計	0.0000																	

(単位：ha)



計画土地利用区分面積集計表（行為後）

様式-2

工 区 No	宅地等								舗装された土地			その他土地からの流出雨 水量を増加させるおそれ のある行為に係る土地			左記以外の土地					
	宅地	池沼	水路	ため池	道路 （法面 を有し ないに 限る。）	道路 （法面 を有す るもの に限る。）	鉄道線 （法面 を有し ないに 限る。）	鉄道線 （法面 を有す るもの に限る。）	飛行場 （法面 を有し ないに 限る。）	飛行場 （法面 を有す るもの に限る。）	コンクリ ート等 の不透 水性材 料によ り覆わ れた土 地面（ 法面を 除く）	コンクリ ート等 の不透 水性材 料によ り覆わ れた土 地面	ゴルフ場 （雨水を 排除す るため の排水 設備を 伴うもの）	運動場 その他 （雨水 を排除 するた めの排 水設備 を伴う もの）	ローラ ーその他 の建築 機械を 用いて 締めら れた土 地面	山地	人工的 に造成 された 植生に 覆われ た土面	林地、耕 地、原野 その他 ローラ ーその他 の建築 機械を 用いて いない 土地		
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
小計1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計2	0																			
合計	0																			

（単位：ha）

行為前後の土地利用集計表 様式-3

土地利用区分	土地利用区分				④欄 雨水浸透阻害行為の当該面積	参考 流出係数	備考
	①欄 様式-1 現況土地利用 面積 (ha) ①	②欄 様式-2 計画土地利用 面積 (ha) ②	③欄 面積差 (ha)	④欄 ③欄が (+) の場合、原則該当 該当の場合面積 (ha) を記入			
宅地等	宅地	0	0	0	0	0.9	
	池沼	0	0	0	0	1	
	水路	0	0	0	0	1	
	ため池	0	0	0	0	1	
	道路 (法面を有しないものに限る。)	0	0	0	0	0.9	宅地等の区分 同士の増減は 対象としな い。
	道路 (法面を有するものに限る。)	0	0	0	0	加重平均	
	鉄道線路 (法面を有しないものに限る。)	0	0	0	0	0.9	
	鉄道線路 (法面を有するものに限る。)	0	0	0	0	加重平均	
	飛行場 (法面を有しないものに限る。)	0	0	0	0	0.9	
	飛行場 (法面を有するものに限る。)	0	0	0	0	加重平均	
	小計	0	0	0	0	0	
舗装された土地	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた土地 (法面を除く)	0	0	0	0	0.95	
	コンクリート等の不透水性の材料により覆われた法面	0	0	0	0	1	
その他土地からの流出雨水量を 増加させるおそれのある行 為に係る土地	小計	0	0	0	0	0	
	ゴルフ場 (雨水を排除するための排水施設を伴うもの)	0	0	0	0	0.5	
	運動場その他これに類する施設 (雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る。)	0	0	0	0	0.8	
	ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0	0	0	0	0.5	
	小計	0	0	0	0	0	
	山地	0	0	0	0	0.3	
	人工的に造成された植生に覆われた法面	0	0	0	0	0.4	
	林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いていない土地	0	0	0	0	0.2	
	小計	0	0	0	0	0	
	合計	0	0	0	0	0	

(-) の欄は記載不要 (単位: ha)

④欄の合計 0 ha  
0.1ha (1,000㎡) 以上の場合、申請の対象

# 様式

## 1. 行為区域の概要

様式-4

(※位置及び行為前後の土地利用区分のわかる平面図を添付すること)

行為区域位置 住所：〇〇市〇〇区〇〇町

行為面積 0.0000 (ha)

行為前後の土地利用区分

区分		土地利用の形態の細区分	流出係数	行為前面積 (ha)	行為後面積 (ha)	
宅地等に該当する土地	第1号関連	宅地	0.90			
		池沼	1.00			
		水路	1.00			
		ため池	1.00			
		道路(法面を有しないもの)	0.90			
		道路(法面を有するもの)				
		鉄道線路(法面を有しないもの)	0.90			
		鉄道線路(法面を有するもの)				
		飛行場(法面を有しないもの)	0.90			
		飛行場(法面を有するもの)				
宅地等以外の土地	第2号関連	不浸透性材料により舗装された土地(法面を除く)	0.95			
		不浸透性材料により覆われた法面	1.00			
	第3号関連	ゴルフ場(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.50			
		運動場その他これに類する施設(雨水を排除するための排水施設を伴うものに限る)	0.80			
		ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められた土地	0.50			
	土第3号以外に1の掲号土げか地	山地	山地	0.30		
			人工的に造成され植生に覆われた法面	0.40		
林地、耕地、原野その他ローラーその他これに類する建設機械を用いて締め固められていない土地			0.20			
その他						
面積計				0.0000	0.0000	
平均流出係数				#DIV/0!	#DIV/0!	

## 雨水浸透阻害行為前後の最大雨水流出量

合理式  $Q = 1/360 \cdot f \cdot r \cdot A$

Q: 流量 ( $\text{m}^3/\text{s}$ )

f: 流出係数 (様式-1より)

r: 最大降雨強度(10分間) ( $\text{mm}/\text{h}$ ) (基準降雨より)

A: 集水面積 (ha) (様式-1より)

### ① 行為前の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \#DIV/0! \times 121.6 \times 0.0000 = \#DIV/0! \text{ m}^3/\text{s}$$

### ② 行為後の最大雨水流出量

$$Q = 1/360 \times \#DIV/0! \times 121.6 \times 0.0000 = \#DIV/0! \text{ m}^3/\text{s}$$

よって,

$$\#DIV/0! \text{ m}^3/\text{s} - \#DIV/0! \text{ m}^3/\text{s} = \#DIV/0! \text{ m}^3/\text{s}$$

$\#DIV/0!$   $\text{m}^3/\text{s}$ 分をカットする対策が必要。



### 3. 流出抑制施設諸元

(※流出抑制施設の配置位置(平面図)、構造諸元のわかる図面を添付すること)

調整池諸元

放流口径(2段オリフィスの場合は、上・下段の雨諸元を記載)

		下段	上段(2段オリフィスの場合)
放流口形状	形状	円形	
	直径	0.184	
	高さ	—	
	幅	—	
管底位置(池底から)		0.000	

H	V
0.000	0.00
1.000	432.00

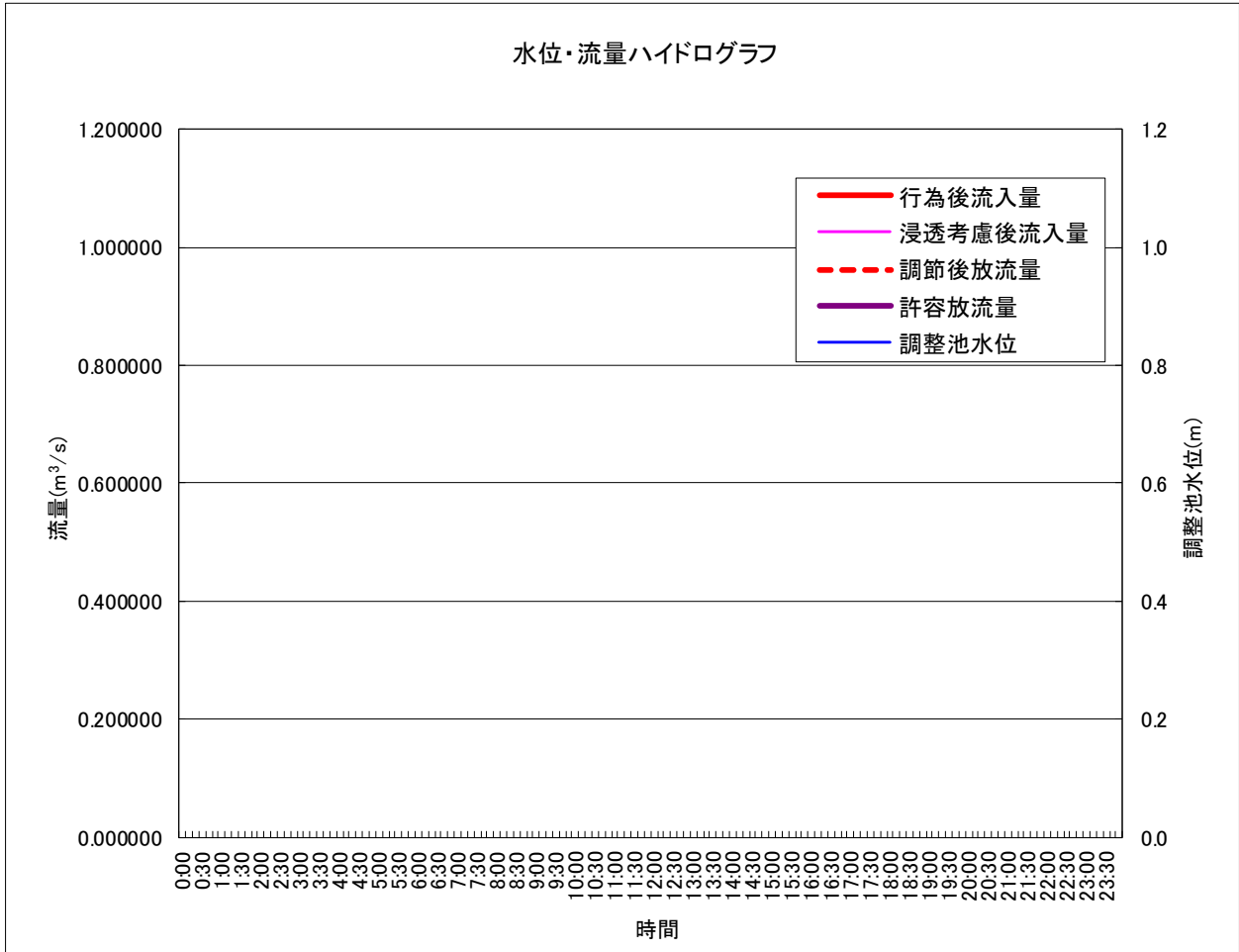
流出抑制施設の配置位置(平面図)



調節計算結果

最大流入量(行為後) 0.000000 m<sup>3</sup>/s

最大放流量 0.000000 m<sup>3</sup>/s < 許容放流量 0.000000 m<sup>3</sup>/s



No. \_\_\_\_\_

雨水浸透阻害行為許可事前相談書

事前相談日時	年 月 日 ( ) : ~ :		
事業区域に含まれる地域の名称			
事業区域の面積			
予定する事業の計画の内容			
事業主又は建築主等の住所・氏名	住所 氏名		
代理人等の住所・氏名・連絡先	住所 氏名 連絡先 ( ) 担当者名		
他法令等に基づく審査状況	法令等の名称	審査窓口	担当者

(注) 事前相談には、次の図書を添付してください。

- |                            |                                     |
|----------------------------|-------------------------------------|
| 1 行為区域位置図 (図面-1)           | 8 計画土地利用区分面積集計表(行為後)(様式-2)          |
| 2 行為区域区域図 (図面-2)           | 9 行為前後の土地利用集計表 (様式-3)               |
| 3 現況平面図 (行為前) (図面-3)       | 10 土地の登記事項を示す書類 (全部事項証明書の写し) (資料-1) |
| 4 現況土地利用求積図 (行為前) (図面-4)   | 11 公図の写し (資料-2)                     |
| 5 現況土地利用区分面積集計表(行為前)(様式-1) | 12 事業概要書, 事業概要図 (資料-4)              |
| 6 土地利用計画図 (行為後) (図面-5)     | 13 行為区域の現況写真 (資料-5)                 |
| 7 土地利用計画求積図 (行為後) (図面-6)   |                                     |

この事前相談は、雨水浸透阻害行為許可の申請の要否についてのみ審査するもので、他法令等に基づく審査を行うものではありません。なお他法令等に基づく審査がある場合は、参考に審査状況を記載ください。

※処理欄	事前相談担当者名 _____
雨水浸透阻害行為面積 <span style="float: right;">m<sup>2</sup></span> 雨水浸透阻害行為許可申請 ( 要 ・ 不要 ) 許可申請不要の理由 _____ _____ 備考 _____ _____ 結果の連絡 <span style="float: right;">年 月 日 済 (□Tel □来庁)</span> 連絡した相手名	

※印欄は記入しない

様式-9

雨水貯留浸透施設の管理実施計画書

年 月 日

千葉県知事

住 所：  
 設 置 者： 印  
 連絡先(tel)： 担当者( )

(※外部委託を行っている場合)

住 所：  
 管理受託者：  
 連絡先(tel)： 担当者( )

特定都市河川浸水被害対策法第3条により特定都市河川流域の指定を受けた流域において、

法第30条「雨水浸透阻害行為の許可」に基づく対策工事として設置した雨水貯留浸透施設第35条「雨水浸透阻害行為の協議」

透施設の機能を十分に発揮・維持させるため、次のとおり管理を実施します。

第1条 この管理実施計画書における雨水貯留浸透施設は、雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制することを目的とした

- 雨水を一時的に貯留するための雨水調整池です。( 基)
- 雨水を一時的に貯留するための雨水貯留施設です。( 基)
- 雨水を浸透させるための雨水浸透施設です。  
 (浸透ます 基、浸透トレンチ m、浸透槽 基)
- その他浸透施設 ( )

第2条 雨水貯留浸透施設の所在は次のとおりです。

- (1) 千葉県.....
- (2) 千葉県.....

第3条 施設の所有者は、施設の存続期間中、施設内外の点検ならびに必要な応じて清掃、修繕工事等を行い、施設の維持管理に努めその機能を維持します。

第4条 施設の所有権を第三者に譲渡するときは、この維持管理実施計画書の各条項について、譲渡する者に承継します。

2 雨水貯留浸透施設のうち、雨水調整池と雨水貯留施設については、あらたに管理実施計画書を作成し、知事へ届け出るものとします。

第5条 雨水貯留浸透施設の機能を損なうおそれのある行為を行う場合には、法第39条の規定に基づく許可を得るものとします。

第6条 施設の所有者は、雨水貯留浸透施設の標識を保全します。万が一、標識が破損している場合は標識の設置者に連絡します。



様式-10

雨水浸透阻害行為に関する工事着手届出書

年 月 日

千葉県知事 様

届出者 住 所  
氏 名

( 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

電話番号

特定都市河川浸水被害対策法施行細則第5条の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日 第 号）について、次のとおり着手しましたので届け出ます。

雨水浸透阻害行為に関する工事の着手年月日	年 月 日
対策工事の着手（予定）年月日	年 月 日
雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
工事施工者 （法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	住 所
	氏 名
	連 絡 場 所 (電話番号 )
	現場管理者の氏 名

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

# 様式

【特定都市河川法施行規則】

別記様式第 2 (第十六条関係)

## 雨水浸透阻害行為 許可申請 協議書

	第 30 条 特定都市河川浸水被害対策法 の規定により、雨水浸透阻害行為について 第 35 条 許可を申請 して 協議 年 月 日 殿 住所 氏名	※ 手数料欄
雨水浸透阻害行為等の概要	1 雨水浸透阻害行為の区域に含まれる地域の名称	
	2 雨水浸透阻害行為区域の面積	平方メートル
	3 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画の概要	
	4 対策工事の計画の概要	
	5 雨水浸透阻害行為に関する工事の着手予定日	年 月 日
	6 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了予定日	年 月 日
	7 対策工事の着手予定日	年 月 日
	8 対策工事の完了予定日	年 月 日
	9 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 第 号	
※許可に付した条件		
※許可番号	年 月 日 第 号	

- 備考 「許可申請」「第 30 条」「許可を申請協議」、第 35 条、「協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 4 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画及び対策工事の計画については、概要の記述の末尾に「(計画の詳細は、別葉の計画説明書及び計画図による。)」と記載し、それぞれ計画説明書及び計画図を別葉とすること。
  - 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水浸透阻害行為を行うことについて、都市計画法、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

別記様式第3（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事の完了年月日 年 月 日
- 2 対策工事の完了年月日 年 月 日
- 3 雨水浸透阻害行為に関する工事を完了した行為区域に含まれる地域の名称

※受付番号	年 月 日 第 号
※検査年月日	年 月 日
※検査結果	合 否
※検査済証番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第4（第二十六条関係）

雨水浸透阻害行為に関する工事廃止届出書

年 月 日

殿

届出者 住所  
氏名

特定都市河川浸水被害対策法第38条第1項の規定により、雨水浸透阻害行為に関する工事（許可番号 年 月 日第 号）を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 雨水浸透阻害行為に関する工事廃止年月日 年 月 日
- 2 雨水浸透阻害行為に関する工事を廃止した行為区域に含まれる地域の名称

備考 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。



# 様式

別記様式第六（第二十九条関係）

【特定都市河川法施行規則】

許可申請  
雨水貯留浸透施設機能阻害行為 書  
協 議

<p style="text-align: center;">第 3 9 条 第 1 項 特定都市河川浸水被害対策法 第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条</p> <p>の規定により、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為について 許可を申請 します。 協 議</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 殿</p> <p style="text-align: center;">住所 氏名</p>	<p>※ 手数料欄</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称</td> <td style="padding: 5px;">3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">4 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項</td> <td style="padding: 5px;">5 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日</td> <td style="padding: 5px;">7 保全工事の着手予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">8 保全工事の完了予定日</td> <td style="padding: 5px;">9 保全工事の完了予定日</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">10 その他必要な事項</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号		2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要		4 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	5 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日	6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	7 保全工事の着手予定日	年 月 日	8 保全工事の完了予定日	9 保全工事の完了予定日	年 月 日	10 その他必要な事項			
雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の種類	1 雨水貯留浸透施設の名称及び雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号																		
2 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行う地域の名称	3 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法（保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。）の概要																		
4 雨水貯留浸透施設の機能の保全上支障がないことを明らかにする事項	5 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の着手予定日	年 月 日																	
6 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の完了予定日	7 保全工事の着手予定日	年 月 日																	
8 保全工事の完了予定日	9 保全工事の完了予定日	年 月 日																	
10 その他必要な事項																			
※受付番号	年 月 日 第 号																		
※許可に付した条件																			
※許可番号	年 月 日 第 号																		

- 備考 1 「許可申請」「第 3 9 条 第 1 項」「許可を申請協 議」、第 39 条第 4 項において準用する同法第 35 条、「協 議」については、該当するものを○で囲むこと。
- 2 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
  - 3 ※印のある欄は記載しないこと。
  - 4 雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為の設計又は施行方法(保全工事を行う場合には、保全工事の設計又は施行方法を含む。)については、概要の記述の末尾に「(設計又は施行方法の詳細は、別葉の計画図による。)」と記載し、計画図を別葉とすること。
  - 5 「その他必要な事項」の欄には、雨水貯留浸透施設の機能を阻害するおそれのある行為を行うことについて、建築基準法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

**準備中**

○ 千葉県HPにアクセス

「特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為許可申請について」（右記参照）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kasei/tokuteitoshikasen...>

・ 雨水浸透阻害行為の許可申請の手引

・ 特

・ 一

・ 様

・ 様

・ 様

・ 様

・ 様

・ 様

・ 様

・ 様

・ 様

・ 調

準備中

（参考）

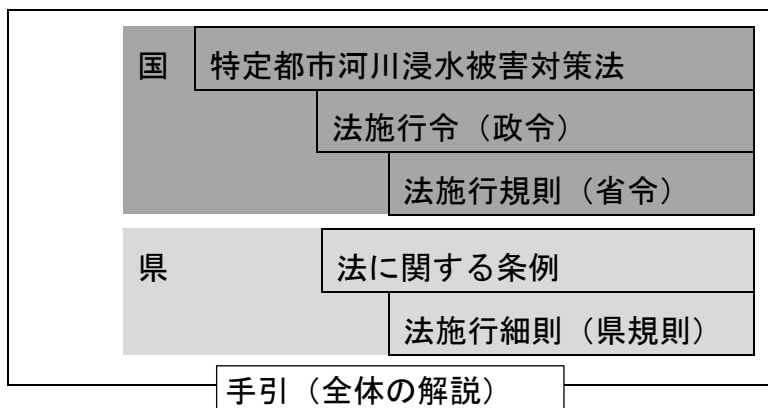
- ・ 千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引
- ・ 千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引の解説
- ・ 調整池容量計算システムについて（国HP [外部](#)）

## 各種連絡先

関連事項	担当部署	連絡先
特定都市河川浸水被害対策法について 雨水浸透阻害の申請について 一宮川水系における流域治水について	千葉県 河川整備課 一宮川流域浸水対策班	043-223-3446
一宮川流域における下水道について	茂原市 下水道課	0475-20-1549
	一宮町 都市環境課	0475-42-1430
開発許可（都市計画法）について	千葉県 都市計画課 開発指導班	043-223-3240
開発宅地指導（宅地指導要綱）について	茂原市 都市計画課	0475-20-1546
	一宮町 都市環境課	0475-42-1430
	睦沢町 企画財政課	0475-44-2501
	長生村 まちづくり課	0475-32-2116
	長柄町 建設環境課	0475-35-2114
	長南町 建設環境課	0475-46-3394
農地転用、農振除外について	千葉県 農地・農村振興課 農地対策班	043-223-2828
一宮川流域における農地転用等について	千葉県 長生農業事務所 企画振興課	0475-22-1751
	茂原市 農業委員会	0475-20-1530
	一宮町 農業委員会	0475-42-1428
	睦沢町 農業委員会	0475-44-2512
	長生村 農業委員会	0475-32-4742
	長柄町 農業委員会	0475-35-4447
	長南町 農業委員会	0475-46-3397
林地開発許可制度、小規模林地開発届出制度、 保安林制度について	千葉県 北部林業事務所 森林管理課	0475-82-3121
伐採及び伐採後の造林の届出等の制度について	茂原市 農政課	0475-20-1526
	一宮町 産業観光課	0475-42-1428
	睦沢町 産業建設課	0475-44-2505
	長生村 産業課	0475-32-2114
	長柄町 産業振興課	0475-35-4447
	長南町 産業振興課	0475-46-3397
太陽光発電施設指導について	茂原市 都市計画課	0475-20-1546
	一宮町 都市環境課	0475-42-1430
	睦沢町 産業建設課	0475-44-2515
	長生村 下水環境課	0475-32-2494
	長柄町 建設環境課	0475-35-2114
	長南町 建設環境課	0475-46-3394



- 特定都市河川浸水被害対策法
- 特定都市河川浸水被害対策法施行令
- 特定都市河川浸水被害対策法施行規則
  
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例
- 特定都市河川浸水被害対策法施行細則



## 改訂履歴

版数	発行日	改訂箇所	改訂概要
第1版	令和5年10月1日		初版発行